

## むつ市議会第218回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成25年12月6日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）13番 濱田 栄子 議員

（2）14番 浅利 竹二郎 議員

（3）8番 佐賀 英生 議員

（4）9番 東 健而 議員

（5）22番 鎌田 ちよ子 議員

【特別委員会の設置】

第3 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
代監査委員	阿	部			昇	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
総務政策 部長	伊	藤	道		郎	財務部長	石	野		了
民生部長	松	尾	秀		一	保健福祉 部長	花	山	俊	春
経済部長	澤	谷	松		夫	建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎 所長	松	本	大		志	大畑庁舎 所長	畑	中	恒	治
協野舎野 所長	猪	口	和		則	会管総政 理出納室	鹿	内		徹
協野民福 市長						計者務部 部長				
選挙管理 委員会	氣	田	憲		彦	監査委員 局長	星		久	南

教育部長	奧川清次郎	企業長道長 公局下部	齊藤鐘司
務部策監 策進	高橋聖	財政推	柳谷孝志
部策監 生進	竹山清信	生理一 民副市久課	杉山重行
健部策監 社進	古川俊子	社理家 保福副兒課	掛端正広
健部事社長 社理福	井田敦子	濟進	浜田一之
部事産長 濟理水	二本柳茂	設進	吉田正
部事長 設理課	下山房雄	設理市建	望月操
舎事設長 畑理建	坂井隆	員務	一家隆雄
育会局事育長 員務理教	室館幸一	務課	川西伸二
務部調整長 策調	光野義厚	務課	村田尚
務部災課幹 策主	須藤勝広	財政課	氏家剛
部民課幹 生一ツ主	樋山政之	保福健康 保福健課	赤田貴生
部林課幹 濟産主	雪田一彦	濟産主 經農水総	二本柳茂

部光長 育会局長 育会局課長 育会局涯課幹 部市課幹 部民課査 育会局課査 務部課査	金 松 青 小 加 池 栗	澤 宮 柳 笠 藤 田 橋	寿々子 康 茂 洋 昭 雅 恒	子 則 樹 一 広 文 平	部課幹 育会局習長 務部課幹 育会局課幹 部市課幹 育会局校課事	佐 山 中 畑 大 服	藤 崎 村 中 澗 部	節 幸 智	雄 悦 郎 涉 聡 秀
經商課 教委事總 教委事生學總 建都建主 民市又主 教委事總主 總政總主					建土總 設木主 員務學 員務 策務 員務務 設 築 員務 員務育 導				

事務局職員出席者

事務局長 主 幹 主 査	柳 佐 村	田 藤 口	論 悦 也	次 主 主	長 主 査 事	濱 小 山	田 林 本	賢 睦	一 子 翼
--------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	--------	-------------

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、むつ市民体育館の閉鎖について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1 行政報告

○議長（山本留義） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。

むつ市民体育館は、昭和56年5月以前の旧耐震基準による建築物で、昭和51年7月に竣工して以来、約37年にわたり市民の皆様に利用されてまいりましたが、本年5月にむつ市民体育館長寿命化検討業務委託契約を締結し、実施した耐震診断の結果、耐震基準値0.7以上に対し、本体の鉄筋コンクリート造部分は0.17、鉄骨造の屋根は0.20という非常に厳しい数値となりました。

耐震補強改修を行うべくさまざまな角度から補強の方法等を模索し、及び検討を重ねるとともに、改めてむつ市民体育館耐震診断判定会申請業務委託を行い、専門家である委員6名で構成される青森県建築物耐震診断・改修判定委員会に諮り、診断の結果及び補強方法等の見解を伺ったところであります。

当該委員会の耐震診断においても、前回報告のとおり基準を満たしていないとの判断でありました。補強の妥当性については、本建物の耐震基準を満たすためには鉄筋コンクリート部分、鉄骨部分及び屋根柱脚の補強等を行う必要があるものの、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害で本体育館と同様の鉄筋コンクリートの柱及びはりに屋根を乗せる形の置き屋根工法においてアンカーボルトが破断された事例が多く確認され、このタイプの建物が問題視されております。

当該委員会においては、新たな基準づくりのための議論が進められているものの、現段階ではその基準が定まっていないことから、補強方法も定まらないため、耐震性能の向上を図ることができないものと判断がされたところであります。したがって、市といたしましては、平成25年11月27日に提出された最終報告書の結果からも補強の手だてが見出せないこと、耐震基準の数値も厳しいこと等を総合的に判断し、市民の皆様方の安全、安心を第一義と考え、平成25年11月30日から本体育館を閉鎖したものであります。

今後は、市民の皆様にご不便をおかけすることになりますが、何とぞご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。15番 中村正志議員。

○15番（中村正志） 質疑をさせていただきます。

まず、市民の皆様の安全、安心を第一義と考えて、こたび閉鎖というふうな措置をとられるということでございますが、今回の危険な状況というのは5月の時点で十分わかっていたことだというふうに今の報告を見ますと読み取れますが、その5月の状況と何ら変わりがないものだとするのであれば、5月の時点で同様の措置をとってもよかったのではないかとというふうに考えられますが、その点については5月の時点での判断はどうだったのかというのをまず1つ聞いてみたいと思います。

また、今回の措置によりまして、多大な影響が出るのが予想されますけれども、その点に対してどのような対処をするのかということは今回の報告では今なされていませんが、その点についてはどのような対処をとっていくのか。

また、その影響につきまして、使用を予定していた団体や個人に対して、それこそ多大な迷惑がかかってくるとは思うのですが、それらについて市としてはどのような対応をとっていくのかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

5月の段階では、むつ市民体育館長寿命化検討業務委託を開始したところでございまして、正式には5月22日にその業務委託を当初予算の中で御議決いただいた予算の執行に取りかかって、それからスタートしたというふうなことでございます。

それから、2点目の多大な影響の対応はというふうなことで、そしてまた利用者、これは2つ目、3つ目、あわせて答弁をさせていただきますけれども、11月30日の段階で閉鎖したわけですが、まず代替の施設、これをまずご紹介すること、そして既に予約をしている方々に対し

ては周知徹底をすること、そしてその方々には直接お伺いする、または電話でご連絡するというふうな対応をとらせていただきました。

また、ホームページをごらんになっていただければご承知しているかと思えますけれども、代替の施設、その部分についての利用状況等をお伝えし、あいている時間帯等をお知らせしておりますし、また小学校のほうと教育委員会との連携も深め、小学校の体育館の学校開放の中で使える時間帯、そういうふうなものもお知らせをしているというふうな状況でございます。

5月から委託を始めたというふうな経緯でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、まず5月から委託を始めたということですが、実際に耐震基準が0.17、0.20とわかった時点というのは何月の時点だったのでしょうか。

あと、体育館の使用を予約していた方々、それぞれ場所の変更となりますと、今まで連絡していた大きな団体で大きな大会を開こうとしていた人ですと、その連絡をし直さなければいけないとか、あるいはそれこそそれについても郵便を出して変更を知らせなければいけないとかというふうな、実質的な被害が予定をしていた団体にはかかると思うのですが、それらについて、もしその団体のほうから、この分はどうなるのなんというふうなことを言われた場合には、市としてはそれに対して賠償といたしますか、それなりの部分についての協力をするかというふうな考えはあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

まず、最初のむつ市民体育館長寿命化検討業務委託、これにつきましては先ほど市長が答弁申し上げましたように、5月22日から業務の委託を依

頼したということでございます。そして、その業務委託の報告書を受けたというのは9月30日ということになります。

また、代替施設に対する周知の部分につきましては、確かに火急の感というものは否めなかったかもしれませんが、直近に予約の入っている大会主催者や競技団体等への連絡はただちに行うなど、最低限の手だては尽くしたものと思っております。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、9月30日の時点では、もう耐震基準に合わせると非常に危険な状態というのが市としてはわかっていたということですが、それで閉鎖するまでの間に、改めて業務委託ということをしてあるのですが、この10月、11月の間は、少なくとも危険な状態がわかっていたわけですね。それに対して、その2カ月間使用していたということですね。その間、例えば使用するに当たって危険だということに対して市として、では万が一のことに備えて、こういうふうな措置をとりましょうとか、こういうふうな準備をしておきましょうとかという具体的な行動はとれていたのかどうか。ましてやここは指定管理先です。その指定管理先ともそのような情報を共有して、万が一のときに備えるような準備ができていたのかどうか、その点について最後お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま担当部長からお答えをいたしましたように、9月30日に報告書を受領いたしております。そして、その後10月16日にセカンドオピニオンというふうな形の中で、これは6名の専門員の方々にセカンドオピニオンというふうな思いでまた申請をし、診断をしていただきました。その間当方といたしまして、指定管

理者並びに利用者の方々に、本体で0.17、屋根で0.20というふうな非常に危険性の高い施設を、その情報をお伝えしないままにご利用いただいたと、ご利用になったというふうな、この部分の危機管理と申しますか、お伝えをしなかったというふうなことは、その部分において不安感、結果として不安な、そういうふうな形をとったと、とらせてしまったということは、この場をおかりして深くおわびを申し上げたいと、このように思います。

しかしながら、当方としては、市といたしましては、まだ何とかなるのではないかと、そういうふうな思いがこの部分にあって、先ほど壇上でもお話をいたしましたように、耐震補強改修、それを行うべくさまざまな改修方法があるのではないかと、そういうふうなことを模索していたというふうな現状でございました。この部分において、その模索をする段階で早くお伝えをするべきというご指摘については、この場をおかりして改めておわびを申し上げる次第でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） むつ市民体育館の閉鎖に当たって、まことに名残惜しいと申しますか、これは私たちが原子力船「むつ」を受け入れするに当たっての一つの副産物であったと思っておりますし、このことは長く市民に愛用されてきた建物でございます。特に個人的には、私も3回目の県議会議員の選挙に石原慎太郎氏を呼んで、あの体育館で2,000人以上の人たちに集まっていただいて個人演説会を開催した。いまだかつてあの体育館で個人演説会をしたのは私だけかなと、それだけは誇りに思っているわけでありますが、いずれにしても今回耐震性で閉鎖せざるを得なくなったと、まことに残念なことでございます。

その説明は、るる受けまして、これは耐震上の

ことであればやむを得ないのかなという思いではあります。がしかし、こうなる時点までは、現実にこの体育館に付随する工事が今も行われておるわけですね。余り具体的に申し上げたくないが、例えば電気工事等が今行われております。聞くところによりますと、一千数百万円の予算をかけて行われておって、年度内工期、もう8割、9割方完成の段階でおられるということではありますが、そうしますと、閉鎖になると、この工事が無駄になると言えば語弊がありますが、中断をせざるを得ない。当然出来高、それなりの対応でされるとは思いますが、それは事務方で当然やっていただかなければならないことではありますが、こういう考え方が、今の基準審査と合わせた形でできなかったものなのかどうかということは、私は非常に残念に思うのです。閉鎖そのもの、地震に対する対応そのものは、これは何人たりとも私も理解できます。行政は、それと並行した形で、例えばかわりの体育館を建てる部分についても、やっぱり並行した形で行政を進めるべきでないかなと思うのです。現実にそういう附帯工事が行われておるとするならば、その対応はこれからどうされるのかなということ私は非常に疑問に思っておるところであります。その点、ひとついかがでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

川下議員がおっしゃいました工事につきましては、キュービクルの交換工事のことかと推察されますが、それにつきましては委託業者にご迷惑をかけることのないよう実務的には変更契約という形で今協議している最中でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） ぜひそうしていただきたいと思っております。

私は、地震の専門家ではないので、この報告を見る限りにおいては、今の市民体育館はもう絶望的なのでしょうか。そう率直に理解していいのでしょうか。例えば今言った新しい耐震の規定がまだきちんとなされていない。もちろん地震に対する対応は、これは十二分にしていかなければいけないことは、もう最大の課題ですけれども、それをクリアする形で閉鎖ということは、完全にこれをもうとめてしまって、将来は市民体育館が解体していくというような方向で解釈してよろしいのでしょうか。そここのところをひとつ確認させていただきたい。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この耐震の調査の結果を6名の方々、専門委員の方々にセカンドオピニオンというふうな形で求め、そして何とかこれを補修、補強の方法がないのかというふうな模索をしておりました。その結果、11月27日にその報告書を受けて、そしてその耐震長寿命化検討業務を委託してもらっております関係者から説明を受けました。これ例えば屋根を外して補強するとか、柱を補強するとか、そういうふうな手だてがないのかというふうなことで模索をいたしました。その部分、結果、もうこれは現在の形の中では耐震の、壇上でもお答えをいたしましたけれども、補強の手だてが見出せないというふうなことでありますし、その耐震基準そのものがもう厳しい状況であると。私も、こういうふうな財政状況でありますので、少し何か補強して、何とかその耐震基準をクリアできるところまで上げることができないのかというふうな思いをいたしておりました。しかしながら、もうこれは補強、補修の手だてが、補修をするとすると、屋根を上げてしまって、これまた数億円かかる、2億円からそのくらいかかるというふうな形、そういうふうな最終報告を受けて、もうこれは使用中止というふうなことに



せざるを得ないというふうな決断に至りました。絶望的なのかと申しますと、あの施設はもう絶望的な状況で、長寿命化の以前の問題、長寿命化の中で耐震を調査し、そして床が歪んでいたところをこれまで少しずつでも補修をし、何とか長もちを、長寿命化に進めていかなければいけないだろうと、そういうふうな思いで取り組んでおったのが、その長寿命化診断の中の耐震診断で絶望的な判断結果が出ましたので、あの施設はもう絶望的なというふうな今思いをしておるところでございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、決断するときは決断しなければいけないと思います。これが政治です。残念ですけども、やっぱり諦めるところは諦める。

これは、別な問題になりますが、そうであるとすれば、これからはやはりオリンピック、パラリンピックも我が日本でこれから行われようとする時代です。今までもあの場所は、1億円かけて原子力船「むつ」のたまものとしていただいけれども、場所的には私は非常に難点があったと思う。ですから、思い切ってこれはここで一つの大きなピリオド、終止符を打って、新しい形での市民体育館、武道館等々の建設を、これは別問題ですが、私はこの部分ではそちらのほうに目を向けて、これから「こどもはたから」ですから、スポーツを振興させなければいけませんから、そういう方向に目を向けた行政を市長が進んでされることを心から希望します。それにかかわる予算措置、それらのことに対しては、私もできる限りの微力な政治力で協力をいたしたいと思います。頑張ってください。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この市民体育館については、

市民やいろんな団体のほうから早く建て替えてほしいだとか、きちんとした補強工事をしてほしいと、そういう要望は今までたくさんあったと思います。実際私のほうでも、2009年12月定例会において一般質問して、そのときの答弁では、「市民体育館は耐震対策を講じていないことから、地震に対しては不安が残りますものの、そのほかの大規模災害、原子力災害等に対しては、避難場所として十分に機能するものと考えておる」というふうな答弁をして、この当時から耐震対策というのについては講じていないというのはきちんと理事者のほうでも認識はしていたわけなのです。

そのことでちょっとお聞きしたいのですが、それ以降、これについては、ことしの5月に長寿命化検討業務委託というのを契約するまでは、ほとんど耐震、何かそういう検査とか調査とかというのは一切していなかったのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、あと大体長寿命化検討業務云々というのは、国のほうでいろんな箱物があるので、その長寿命化対策をとりなさいというふうな何かいろんな仕掛けがあって取り組んでいるものかなというふうに思うのですが、この長寿命化検討業務の中には、この建物をいろいろ改修していけばどのくらいの費用がかかって、また新しく建てたらこのくらいの費用がかかるというふうな形で、大体そういう2つのパターンで検討を進めているものかなと私は認識しているのですが、そういう意味ではこの市民体育館の場合は、ただ改修だけやるという形での長寿命化検討業務の委託をしたのかどうか、それとも新しい市民体育館をつくった場合はこうなるよというのも含めたものになっていたのかどうかというのもちょっとお聞きしたいと思います。2点よろしくお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 後先になりますけれども、

この長寿命化検討業務委託というふうなこの内容でございませうけれども、まず建物劣化調査、これをいたします。そして、長寿命化を検討するというふうなこと、そして耐震診断業務というふうなこと、そして概算工事費というふうなことの業務委託でございませう。つまり古い建物、この部分のどういふふうなところが傷んでいるのか、そしてそれを、その建物の延命措置をするためにはどういふふうな工事費が、どのくらいの工事費がかかるのか、そしてあわせてこの耐震もやったという結果でございませう。

そして、これまで耐震調査をしなかつたというふうなことでのご指摘、1点目でしたでしょうか、その部分は耐震の調査はしておりませんでした。しかしながら、3.11もしていなかつた、それ以前にしていなかつたわけでごいませうけれども、乗り越えたというふうな部分、そして3.11後に、非常にあの大きな災害、そして大きな揺れというふうなことで、この施設にしっかりと対応していかなければいけないだろうということで当初予算で御議決いただき、長寿命化調査、どういふふうな形でこれを延命するのか、そして耐震はどうか、その概算費用はどうかというふうな調査をしていただいた結果になつたわけでごいませう。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そういう意味では、長寿命化検討ですか、この長寿命化の検討のやり方がやっぱりちょっと片手間だつたのではないかなというふうに思ふのです。当然改修できないという報告が出る可能性もあるのですよね。それを考えれば、やっぱり同時並行的に新しくつくつた場合はこうなるよというのもあわせて検討しなかつたから、今回もう閉鎖というふうなことだけが先行してしまつたというふうに思ふのです。もしあわせて検討してもらつていれば、ではもうこれ使えないか

ら、今回の行政報告で、ではこういう形で新しく建て替えるという方向で報告しますというふうな形になつたかと思ふのです。ちょっとやっぱり出発点が、市長も何回も答弁しておりますが、何とか財政状況がこうですから、使い続けていきたいという思いがこういう形のものになつたのかなというふうに思ふます。そういう意味では、市民はやっぱり行政に対しては継続してほしいと、今までの行政を継続してほしいという思いを強く持つて、当然それが当たり前だと思つているわけです。それがこの市民体育館については、もう継続というのが絶たれたというふうな、こういう行政のあり方というのは、私もいろいろスポーツやつていて、皆さんから怒りの声を聞いておりました、何なのだと、こういう市政でいいのかという声を聞いておりましたので、もっと強く言つてくれということをおかれておりましたので、やっぱりこれを閉鎖するのだから、即刻対案としてどこに今度新しくつくるといふふうな形の行政報告を早くそれはしてほしいなというふうに思ふのですが、そのところのお考えをお聞きしたいなというふうに思ふます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 本日の行政報告は、この市民体育館の閉鎖ということについての行政報告をいたしたわけでごいませう。この部分については、先ほどお二方の議員からのご質疑に対して、手落ちがあつた部分も、これはあつたわけでごいませう。手落ちがあつたといひませうか、その部分で非常に逡巡と申しますか、さまざまな手法を考えた、そういうふうな部分の中での時間が経過したというふうなことにつきましては、おわびを申し上げた次第でごいませう。

ただ、この新しいものにつきましては、もうこれは平成7年、平成8年ごろから、今この議場においての議員さんも発言をなさつておりますよう

に、必要な体育館、これは認識をいたしております。しかしながら、財政状況が、もう当時のころからむつ市はマックスで24億円、25億円の累積赤字を抱えていた。そういうふうな中で、非常にそちらのほうにとにかく赤字を解消する、そして市民サービスをできるだけ低下しないような方法ということで、はっきり申し上げまして、だましまし使っている施設もあるのではないかと、こういうふうな思いをいたしております。しかしながら、今度箱物を建てますと、特に横垣議員は箱物行政というふうな形のご指摘もこれ免れない部分がありますので、そういうふうなところもやはり議会での発言、ご意見等もしんしゃくしながら、できたら寿命を長くしたい、延命していきたいというふうな思いで長寿命化の診断を受けた結果というふうなことに相なったわけでございますので、ご理解いただければなんと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） だから、結果は結果として、もう使えないのはしょうがないので、これは市民の方も十分理解してくれていると思います。

そこでやっぱり代替なのです。以前私は、結構いい提案だなと思ったのが、大瀧議員のほうから今の克雪ドーム、あれは床がコンクリートで、それを代替的に何か体育館並みの床を配置する工法があるというのを提案した、たしかあれ8,000万円くらい、1億円もかからないでそういうのが設置できるよと。これ結構、今の市民体育館の代替案としてはかなり有望だなと私は思っておりますので、1億円かからないわけですから。そういう形で今の市民体育館にかわるものという形で、それが結構いいかなと思っておりますので、それをちょっと提案しながら、一刻も早く新しい体育館を建設することを要望したいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。11番 菊池広志議員。

○11番（菊池広志） 指定管理者の指定がされて、今議案の中に入っているのですよね。それが5月にこのような結果が出ているというようなことで……6月。であれば、それでは何で指定管理者のことが、9月になされたというふうなことであれば、今のこの指定管理者のことにしてはどのような経緯でそうなってしまったのかということが1つです。

それから、今後の利用する団体ありますよね、体育館を利用する団体。これが利用できなくなるということであれば、例えば県大会とかその他いろいろな各種団体のほうで、それが利用できなくなる。それでは行政側として、例えば東通村の体育館とか、そちらのほうしかないわけですけども、他の、むつ市を抜かすと、そこしかないわけですけども、そちらのほうには行政の側で施設を利用できるような手だてを講ずるつもりはあるのか。

それから、もう一つは、補強の手だてが見出せないこと、耐震基準の数値も厳しいことということで、先ほども最悪の状況だということなどは市長からもお話があったわけですけども、きょうは、あくまでもこの体育館が利用できなくなるということについてだけ話をするというようなことがありましたが、利用できなくなるのであれば、それで終わり、次の手だてというふうなものを出してはどうかというふうな考え方も、ではこれからどうするのだということの一つの道筋として見出していきたいのですけれども、先ほど横垣議員が話しされたとおりに、そういう状況だということであれば、以前と全く変わらない返答になってしまうのですけれども、私どもはぜひともその点について、一番お聞きしたいということですので、もしお答えできなければ結

構ですので、おっしゃっていただける部分までお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 5月22日に業務委託をし、9月30日に報告書を受領いたしました。その後、手をこまねいていたというふうな部分、施設そのものにつきましては、そういうことではございません。先ほど来お話をしておりますように、セカンドオピニオンを求め、そしてさまざまな手法がないだろうかというふうな非常に模索をした期間があった。この部分において、先ほどおわびを申し上げましたように指定管理者、そしてまた市民の方々への通知、この部分が徹底しなかったということは改めてまたおわびを申し上げたいと、謝罪をしたいと、こういうふうに思います。しかしながら、結果、さまざまな手だても、これはかなりの費用もかかる、そしてこれはもう絶望的な施設であるというふうなこと、これで閉鎖に至ったという経緯でございます。

そして、代替施設の部分なのですけれども、他の町村の施設もございましたけれども、市内には、先ほどお話をしましたように学校開放の部分、そしてまた川内体育館、それから克雪ドームだとか、そういうふうなものもございますので、できるだけそちらのほうに代替施設を紹介させていただきたく。ご利用の方々には説明を深めていきたいし、そしてホームページにはもう12月1日からだったでしょうか、ホテルの予約表みたいに、要するに満室のところはこの時間帯満室、あいている時間帯はこういう、そういうふうな形でご紹介をさせていただいておりますし、その部分においては、もっともっとPRをして、さまざまな代替施設をご利用していただくように関係各団体、また利用者に手落ちのないような形で広報に努めていきたいと、こういうふうに思っております。

3点目、次の手だてというふうなことでござい

ますけれども、菊池広志議員は平成7年にご当選されて以来、この体育館に対して強い思い入れをお持ちの議員でございますので、あえてお話をさせていただきますならば、体育館はやはり、市民体育館というのはむつ市にとっては必要な施設であるという認識、これは私は思っております。よって、もう中止になるわけでございます、閉鎖しなければいけない状況でございますので、市の体育館、総合となるのか、それは何と、どういうふうな名称になるのかわかりませんが、この中心部の中にはやはりそれなりの体育館は必要であるというふうな認識を持っております。年間約3万人の方々にご利用なされるわけでございますので、やはりスポーツ力向上、そしてまた青少年の健全育成、こういうふうな部分、健康、今県でも短命県返上というふうな形で健康増進に相努めているわけでございますので、必要な施設であるというふうなことの認識は、この部分で廃止になったことによって、ますます私も強く認識をし、何とかしなければならぬだろうと。これは、財政状況も鑑みながら検討を深めていかなければいけない施設であるという思いをいたしておるところでございますので、意のあるところを酌んでいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 1点だけお願いします。

新しい体育館ができるまでの間、室内の運動を愛好している方々にどのように配慮していくかという方法を、どんなことを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

まず体育協会、または市民スポーツ課などが窓口になって、これから使えそうな小学校の体育館とか近隣の町村の体育館、運動施設の申し込み受け付け、またはそのやりとりをやってほしいということがあるのですけれども、簡単にそういう考

えはあるのか、先にお聞きします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 室内スポーツをご利用している方々に対しましては、1つ窓口をつくって、例えば相談を受けるとか、そういうふうな手法もこれから検討していく必要があろうと思います。やはり満足度を高めるためには、今まででしたら体育館のほうに直に行き、申し込みできる状況でございましたので、さあこの大会、こういうふうな規模のスポーツをやりたいというふうなときには、担当の窓口のほうにお越しをいただいて、こういうふうな施設がありますよ、ホームページでもそれは紹介しておりますけれども、何の競技はこの体育館については、例えば川内体育館については何の競技とか、そういうふうな表示しておりますけれども、その部分で相談を受ける体制はとっていく必要があると、このように認識をいたしております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） これで終わります。

市長が今おっしゃったその窓口に来ていただいといるところに不便を感じている方々が多数いらっしゃるしまして、できれば電話でもそういうやりとりができるような方法をしてほしいと。行政の都合でご迷惑をかけているのですから、市長よく使いますが、やはりおもてなしの気持ちで、迷惑かけている分、行政側でも相当の配慮をすべきだというふうに思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

## ◎日程第2 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、東健而議員、鎌田ちよ子議員、横垣成年議員、工藤孝夫議員、齊藤孝昭議員、村中徹也議員、菊池光弘議員、大瀧次男議員、中村正志議員、目時睦男議員の順となっております。

本日は、濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、東健而議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

### ◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） まず、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） おはようございます。新生むつの濱田栄子でございます。

質問に先立ちまして、市長並びに担当部局におかれましては、森と川と海のかかわりを深くご認識され、森林林業に真摯に取り組まれ、雇用の安定や拡大にご尽力いただいていることに対し、この場をおかりしてお礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。むつ市議会第218回定例会におきまして、通告に従い、10年後のまちづくりに向けて、6点に絞って市長にご質問いたします。よりよき議論と、少しでも多くの合意ができますことを願い、ご質問いたします。

平成17年3月14日に合併して、もうすぐ丸9カ年が過ぎようとしております。時の過ぎ行く早さを感じております。行政コストを削減し、サービスは高いほうに、負担は低いほうにとの大義名分のもと推し進められた合併も、サービス向上はさまざまな場面で見られながらも、急激な少子高齢

化と相まって、市民の重税感や負担感は否定できないものとなっております。また、地域外貨を稼ぐ1次産業、2次産業を担ってきた旧町村分庁舎の職員数の削減、コスト削減は、市民サービスの対応に追われ、新たな産業の種まきができにくい状況になっているのが現状と思われま

す。少子高齢化は、当市のみならず日本全体の問題ではありますが、世界全体では人口は爆発的に増加傾向にあると言っても過言ではありません。食料自給率40%程度の我が国においては、いずれ食料品の高騰や不測の事態を招くことが予想されます。地域の資源を活用し、安全安心、そして健康によい食品の開発、加工は、地域の経済や雇用に貢献するのみならず、国民全体の利益につながるものと信じております。

そこで、1点目の農産物加工業の現状と今後の方向性について、2点目の水産物加工業の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

次に、加工業を活発にするためには、資源が豊富にあることが不可欠であります。今議会では、海の資源回復に絞ってご質問いたします。

現在大畑地域では、秋漁の好漁が続く、浜には活気があふれております。先ほどお電話したところ、まだ本日の集計ができていないということでありました。4,000ケース、5,000ケースのイカが、今毎日揚がっております。また、サケも産卵のために川に上り始めました。サケの産卵に代表されるように、ほとんどの魚が産卵の時期には汽水域に寄ってきます。それは、卵が酸性水に弱いからだと言った昔の大漁船頭さんに聞いたことがあります。イカも、その特質は同じであります。夜のいさり火が、そのことを証明しております。夏は、いさり火が遠い沖合に見え、産卵時期の秋は沿岸近くに見えます。また、一本釣りが発達する以前から大謀網や定置網漁等が延々と引き継がれてきたことも、そのことを証明しているものと思われま

す。ご存じのように下北半島全域は、釜臥山を代表するように急斜面の山々が折り重なるように形成されております。たくさんの沢筋から湧き出た水は、川をつくり、海に注ぎ、豊かな汽水域をつくり、好漁場を生み出してきました。しかし、さまざまな環境の変化により、水産資源の減少とともに水揚げの減少が起きているのが現状です。3点目、沿岸域の漁場づくりと今後の方向性についてお伺いいたします。

4点目と5点目は、観光についてお伺いいたします。去る11月12日、むつ商工会議所主催により世界的にご活躍なさっております照明デザイナーの石井幹子氏をお招きして、「光の街おこし」と題する講演会が実施されました。同氏にお伺いしましたところ、釜臥山展望台からの夜景、夜のアゲハチョウの写真を見て、むつ市に出向く決心をしたとおっしゃっております。また、お誘いする方の商工会議所の熱心な要請もまた功を奏しました。そして、世界でオンリーワンになれる夜景であるともお話しされております。この夜景をより魅力的なものにし、その他の主な名所のライトアップ、例えば水源池公園のアーチ式ダムや旧大湊ホテル、大正ロマンを感じさせるそのホテルなどが挙げられると思います。このような場所でのライトアップの充実を図り、滞在型の観光を推進すべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

5点目として、夜はライトアップされた市内の観光、そして翌日は横浜町を含めた6市町村で連携をとり、写真スポットを設定し、風景街道として観光ルートをアピールし、滞在型の観光に寄与すべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

6点目の質問をいたします。当市には、他に類を見ない家族愛に満ちたゆるキャラがあります。このムッシュ・ムチュランファミリーを活用し、若い方たちが子育ての参考になるような童話や漫

画本の作成ができないかお伺いいたします。

以上6点、壇上からの質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。ご質問の要旨に従った形での答弁となることをまずもってお話をさせていただきます。

まず、10年後のまちづくりに向けてのご質問の1点目、農産物加工業の現状と今後の方向性を問うについてお答えいたします。当市の農業は、広大な農地に恵まれ、冷涼な気候風土に適したさまざまな農産物が栽培、生産されています。市内で生産されている主な農産物としては、大根やワイン用のブドウ、夏秋イチゴやトマト、一球入魂かぼちゃ等のほか、畜産物では生乳やイノシシ、イノブタ肉の生産が行われ、これら農畜産物に付加価値をつけるなどブランド化へ向けての取り組みも進められているところであります。

市内の農畜産物加工の現状の主なものとしては、むつ地区では自家農場で生産された生乳を使用したヨーグルトやソフトクリーム等、川内地区ではブドウを使用したワインの製造、脇野沢地区では地元産大豆を使用したみそや、イノシシ、イノブタ肉の生産加工が行われており、4事業者の平成24年生産額は約1億7,600万円、雇用人数は約30名となっております。

次に、今後の方向性についてであります。市では「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業で、付加価値の高い加工品を中心に首都圏での販売促進を通じ、地産地消から地産他消へも軸足を動かしながら、販路開拓、外貨獲得への取り組みを進めているところであります。

また、本年度からの新規事業として、「むつ市のうまいは日本一！」マッチング交流会を開催し、

料理人を初めとする首都圏の消費者と直接意見交換を行うことで得られた市特産品の課題解決に向け、生産者と一緒になって取り組みを進めるほか、県単独事業の農山漁村地域経営担い手育成システム確立事業を活用し、県の研究機関との連携により農産加工品の試作を行うなど、道の駅開設も見据えた売れる加工品づくりを推進するとともに、国・県の助成制度の情報提供に努めております。

さらには、新たに産地化を進めているアピオスや一球入魂かぼちゃ、黒大豆等の加工品開発の支援及び販路開拓にも努め、雇用の創出による地域活性化を目指してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、水産加工業の現状と今後の方向性についてお答えいたします。まず、水産加工業の現状についてであります。市内では現在17経営体が水産加工業を営んでおり、年間の生産量は約5,000トン、金額では約30億円となっております。主要な加工品目としては、ホタテ製品が約50%、次いでイカ製品が約40%、その他としてナマコ乾燥品や簡易冷凍品等となっております。

雇用状況では、常時雇用が約300人、最盛期には臨時雇用も含めると約500人となっております。

工場の経過年数につきましては、約半数程度が平成以前に建てられたものとなっているものと思われまます。

次に、今後の方向性についてであります。平成23年12月のむつ市議会第210回定例会で濱田議員から同様のご質問にお答えいたしましたように、水産加工業は単に地場産品に付加価値をつけての出荷にとどまらず、雇用に創出し、地域を活性化する重要な産業となっていると認識しておりますことから、これまで加工原料の確保の諸施策や新商品開発のための下北ブランド研究所との連携、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェ

クト事業や元気むつ市応援隊事業により商品の販路拡大のための活動にも努めております。今後ともこれらの施策については継続してまいりたいと考えております。

また、農産物加工業、水産物加工業に限らず市内中小企業者の経営の安定及び設備の近代化に必要な運転設備資金に活用していただくための各種融資制度や信用保証料を補助する制度により負担を軽減する事業等も実施しておりますので、今後とも市政だよりや市のホームページに掲載する等情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、沿岸海域の漁場づくりと今後の方向性についてお答えいたします。現在国が進める水産環境整備は、3つの柱を基本としており、1つ目として環境基盤を重視し、生態系全体の生産力の底上げを図るため、森、川、海の物質循環を正常化させるかなめとなる藻場、干潟の整備を行う、2つ目として、点から空間とし、魚介類の生活史を踏まえた藻場、干潟、増殖場、魚礁等の複合的な生育環境空間を整備する、3つ目として、資源環境変動への対応するものとし、モニタリングの充実、漁業者に加えてNPO等多様な主体の参画による維持管理体制を充実させることとしております。

現在青森県では、国の方針に沿って、本州日本海北部地区水産環境整備マスタープランを策定しており、これにより青森、秋田、山形の3県共同での水産資源回復を進めることにしております。この計画では、日本海、津軽海峡、太平洋の海域でウスメバル、ハタハタ、ヤリイカを対象魚種としており、陸奥湾ではマコガレイ、ナマコを加えた計画となっておりますが、この漁場整備事業をむつ市沿岸でも実施していただくよう要望しているところであります。

また、市では漁業協同組合とNPO法人とで組

織する協議体と協定書を締結し、国の補助事業として行われている水産多面的機能発揮対策における活動計画について県とともに参画し、市の事業との関連性を持たせた藻場造成を行う漁場造成事業を積極的に推進しております。

さらには、私が会長を務めております青森県水産振興会では、近年全国的に問題となっている地球温暖化現象に伴う海況の変化や、魚礁、漁場による水産資源づくりについて、海洋研究開発機構並びに青森県と連携し、漁業者を対象とした下北地区水産振興研修会をむつ来さまい館で開催しております。

次に、ご質問の4点目、釜臥山展望台から見たアゲハチョウの夜景を中心とした主な名所のライトアップをし、滞在型の観光を推進すべきと思うが考えを問うについてお答えいたします。先般むつ商工会議所が日本を代表する照明デザイナーの石井幹子氏を講師に迎え、「光の街おこし」と題して、むつ市の夜景に係る講演会を開催いたしました。世界に類のないすばらしいとの評価をいただき、私もアゲハチョウの夜景に対する思いを新たにしているところでございます。

当日の講演会では、アゲハチョウの輪郭はできているので、公共の街灯や防犯灯などを設置する際に、くっきりと形をつくるように一歩ずつ長期的に取り組むことが必要とおっしゃっていただきました。私も全く同意見であります。今後の取り組みについては、このたびの講演会を企画されたむつ商工会議所が事業計画等の構想を策定いくと伺っておりますので、市としてもできる範囲内でこのプロジェクトに協力してまいりたいと考えております。

夜景は、宿泊を伴う滞在型の観光として大きな効果をもたらすものであることから、ことしは釜臥山展望台から見たアゲハチョウの夜景ポスターを作成し、東北地方の道の駅を初め首都圏等の観



光関連団体、旅行代理店など180カ所に掲示をお願いしたほか、市内の宿泊施設等への配布や釜臥山展望台の中にも夜景のパネルを設置するなどPRに努めてまいりました。来年度も夜景関連の事業を計画しておりますが、市民団体の方々がイベントを考えているような声も聞こえてきておりますので、これからも官民一体となってアゲハチョウの夜景を盛り上げていきたいと考えております。

また、夜の名所を回る観光コースについては、旅行商品として取り扱っていただけるように旅行代理店などへ向けて、よりPRに努めてまいります。

次に、ご質問の5点目、横浜町を含めた6市町村の写真スポットをつなぎ、風景街道として観光ルートをアピールできないかについてであります。豊かな自然に恵まれた下北半島には、景観にすぐれた多くの名勝地が点在しているものと認識しております。それらを写真スポットとして紹介し、さらには点から線へとルート化することは、新たな観光ルートとして非常に興味深いものがございまして。このルートを下北全域でということになりますと、横浜町を含む下北地域6市町村で構成されております下北観光協議会での事業展開が望ましいと考えるところでありますので、写真スポットにふさわしい風光明媚な場所に関し、研究、情報収集を重ねつつ、案内板の設置やドライブコースの構築について同協議会に提案してまいりたいと考えておりますが、ホームページを活用し、地図上で風景画像や写真スポットを紹介することなどについても検討してまいります。

市としては、北の防人大湊づくりの中で水源池公園内に写真スポットとして案内サインを設置し、美しい景観を撮影、観賞できる場所をわかりやすくご案内することとしており、観光ルートのポイントとしてPRに努めたいと考えております。

ので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の6点目、ムチュランファミリーを活用し、若い方たちが子育ての参考になるよう童話や漫画本の作成ができないかについてお答えいたします。今回のご質問は、ムチュランファミリーの活用についてのご提案でもあり、濱田議員もムチュランを幅広く活用していくことを常に頭の中に描いていただいていることに感謝申し上げます。

ムチュランは、各種イベントでの出演はもとより、ムチュランI世のBGMに合わせたダンスを収録したDVDが出されており、市内保育所等において、子供の創造力や知的好奇心を育むためのサポーターとしても活躍しております。また、各種パンフレットや資料等、掲載できるものには積極的に掲載して、さらなるPRに努めているところであります。子育てに関するものとしては、こんにちは赤ちゃん事業で作成しております「むつ市子育てガイドブック」の表紙と裏表紙にムチュランファミリーを掲載しております。議員ご提案の童話や漫画本となりますと、ストーリーを持たせ、絵を描くという専門的な作業が必要となるうえ、出版や印刷等の経費も相当かかるでありましょうし、費用対効果という点からも現在のところ考えておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、1点目からいきます。

農産物の加工ですけれども、先ほど市長、さまざまなお答弁いただいたこと、私も認識しております。ただ、現在雇用の面や売り上げの面は1億数千万円ということでしたが、市長がどんなに「むつ市のうまいは日本一！」をなさっても、まだ商品が足りないと思うのです。やっぱり種まき事業、行政が自ら商売を起こすわけではございませんが、やはり種まき事業というのはできると思いま

す。

昨日の報道で、日本の伝統的な食文化、「和食」がユネスコの無形遺産に登録されたことは、もう皆さんご存じと思いますが、やはり和食の基本であります、また私主婦でもございますので、漬け物を、先ほど大根がたくさん、野平のほうではたくさんおいしい大根とれていきますので、まず漬け物コンテストなどはやってどうかという思いがあるのですけれども。地域の中のお年寄りがたくさん技術を持っております。それを商品化しなければどんどん廃れていってしまいますので、この件に関しては、まずどういうふうなお考えか。担当の方でもよろしいです。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、市内ではこれまで川内地区の大根や脇野沢地区のミョウガ等の漬け物加工が行われていた経緯がございます。川内地区の大根につきましては、昭和46年から平成22年までの40年間、埼玉県の業者が野平地区にある工場において1次加工を行っており、最盛期には約35ヘクタールの契約栽培が行われておりましたが、消費需要の低迷、農産物の輸入増加、産地間競争等の激化等が要因となりまして、撤退したと伺っております。

また、脇野沢地区では昭和60年から平成初期までJA脇野沢村が加工場で大根、カブ、ミョウガ漬けを製造し、新潟県の業者へ販売し、その後は6年ほど前までむつ市脇野沢農業振興公社においてミョウガ漬けを製造し、地元スーパー等で販売をしておりましたが、これにつきましては、消費低迷による採算性の悪化から、現在ではミョウガ漬けの製造は行われていない状況にあると伺っております。

ご提案の漬け物コンテストにつきましては、県

内外でもさまざまな形態で同様のイベントが開催されております。このことから、地域振興、地産地消の推進、農業の活性化等の観点から大変有意義なご提案であると考えられますことから、本市においても小規模に漬け物加工をしている皆様へJAふれあいまつりを初め各種イベントへの出店についての働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、漬け物等農産加工品の製造には女性の力が大変重要でありますことから、県と連携し、VIC、ウーマンや生活改善グループ等にも働きかけをいたしまして、漬け物加工の推進に努めてまいりたいと考えております。何とかこういうふうなことの取り組みもしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。

まず、さまざまなイベントに対して出品の要請等をしていくということですが、漬け物と簡単に思われるかもしれませんが、やはり和食の基本だと思うのです、冬の間野菜を貯蔵してミネラルをとっていくという。とり過ぎるとちょっと問題も出てきますけれども、これは本当にさまざまなこの地域には、最近キムチなど若い人たちに要望されるような漬け物も出てきていますけれども、特に大根については豊富にとれて、そしてとてもすばらしい漬け物、こうじを使ったとても体によい漬け物等もありますので、積極的に中高年の方たちが出品して、気軽にまた出品していただくような公民館事業などにそういうことを取り入れていただきたいなと思います。例えば何か公民館の文化祭りとか、さまざまなイベントがありますよね。そういうことに対して、市が主導して漬け物のコンテストを行うということに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 今の漬け物のコンテストの件に関しましてですけれども、あくまでも今現在は、皆さんはそれぞれの家庭でたくさんの漬け物をつくっておられる場面があるかと思いません。先般開催いたしましたJAふれあいまつりにおきまして、農家の皆さんが販売している場面もございましたし、常日ごろからJAの産直施設にも販売物としては出品されております。これらのものを数多く推進する、出してくださいというふうなことで、相当量の生産があって品物があるというふうな場面がありましたら、そういうふうなことも検討していくことになろうかと思いませんけれども、今現在ではなるべく隠れているものを皆さんに表へ出してもらおうというふうなことの推進をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 主婦の方が、私も産直をよく利用しますけれども、それを種まきをして、商品化ができるサポートをしていくということが行政の仕事の一つでもあろうかなと思いますので、そのことについてはよろしく願いしておきます。

次に、水産加工ですけれども、30億円程度の生産をされているということでしたが、かつての10分の1程度になっているわけでございます、先ほどの答弁ですと。300億円ではないですね。ということで、やはりどんなに「むつ市のうまいは日本一！」を唱えても、資源が少し少ないようでもありますので、さまざまな多様性ということがこれからは求められるのではないかなと思います。

先般、この質問通告を出しましてから、大畑地域におきまして、漁協の組合長さんが代表になりまして、大畑町地域協議会というのが立ち上がりました。12月2日でしたか。地元の食材を利用したお料理の試食会というのが行われまして、さまざまなメニューが出てまいりました。新鮮なメニ

ュー、タイの塩焼き、それからアンコウのともあえもありましたでしょうか、イカ刺し、青天ヒラメのお刺身、アワビについては関根地区でとれたものだったそうですけれども、バター焼きとか、そのほか三平汁などさまざまありました。これからは、やはり食材をいかに消費者の方に届けるかということが大切になるのではないかなと思っております。その辺に関して、この水産加工業に関しては、その辺のところも行政としては積極的にご協力しながら見守っていただきたいと思いますと思いますが、その辺についてはどう思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今大畑地域の協議会ということで、地元の材料を海のものを中心なのでしょうけれども、この部分でメニューをお示しいただきましたけれども、そういうふうな形の取り組みというのがいよいよ出てきたなというふうな思いをいたしたところであります。積極的に、そういうふうな活動に対しましては、行政としてもできる限りのバックアップはしていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。

まず、求められるものがどんどん時代によって変わってくるものだと思います。高度成長期のときは、大量生産、大量消費の時代でしたが、これからはやはり少量を、おいしいものを、健康によいものをいただくという時代になるのではないかなと思います。これまで目をつけられなかったものがとても脚光を浴びる。アンコウもそうでした。昔は、売る魚ではありませんでした。けれども、今アンコウのともあえは、とても注目を浴びております。ですから、そういう今まで少量で目につかなかった魚たちにももっと光が当たるような、そしてそれを届けていけるような、多様なものがこれから「むつ市のうまいは日本一！」になって

いくと思いますので、その件に関してはよろしく  
お願いいたします。

それから、加工場は昭和に建てられたものである  
ということですので、その加工場の老朽化につ  
いてはどのようにお考えか、ちょっとお知らせく  
ださい。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 加工場は、それぞれの私企  
業の中での加工場の老朽化というふうなことに  
ついては、やはり衛生を第一とした形の中でさま  
ざまな手当て、手だてをしていくというふうな  
ことが食の安全につながってきます。やはりお  
いしいものがあつたとしても、提供したとし  
ても、やはり安全性、この部分が食の安全性  
が問われるわけですので、私企業、それぞ  
れの加工業、加工場の中で対応していただ  
きたいと、こういうふうに思います。

しかしながら、その状況等は、例えば補助  
制度だとかそういうふうなものがあるやなし  
や、そういうふうなことの問いかけに対しま  
しては、行政としては対応はしていきたいと  
、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。先  
ほど体育館の突然の閉鎖というのが伝わり、  
行政も市長も、すぐ建てるよと言いたい  
ところですが、厳しいご答弁をしていら  
っしゃいました。

財政が厳しいのは、私も重々承知して  
おりますので、やはり国・県の補助事業  
をしっかりと捉えて、例えば加工場の  
建て替えの時期が来たときにはサポ  
ートしていただきたいなと思います  
ので、そこはよろしくお願いいた  
します。

次に、時間がありませんので、アゲハ  
チョウにいきます。職員の方でも、  
講演を聞かれた方もいらっしゃる  
と思いますが、やはり石井先生が  
おっしゃるには、オンリーワンの  
ものをつくらなければ

ば人を集めることができないという  
ことをおっしゃってありました。私  
も余りアゲハチョウに関しまして  
は、意識がなかったのですけれど  
も、改めて写真やポスターを見て  
みますと、とてもすばらしいな  
という思いを感じました。

それで、市のホームページを見て  
みましたら、昼間のアゲハチョウ  
がさらっとちっちゃく載っていた  
のです。まず、ここの改善点につ  
いて、市長、やっぱりホームペ  
ージに大きく載せるということ  
をお願いしたいと思います。それ  
が1点。

次に、写真や切手をつくり、こ  
こだけでいい、いいと言ってい  
てもだめなわけです。ほかに発  
信していくということ。写真、  
切手をつくる、制作ということが  
2点目。

もう一つは、何か夜のアゲハ  
チョウという、どういうイメ  
ージを持ちますか。私は、イメ  
ージしないと思いますけれど  
も、何となくもっと夢のある  
名前をこのアゲハチョウに有  
名な人からつけていただきたら  
どうかと思うのです。その3  
点について、まずお伺いしま  
す。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市のホーム  
ページのトップ画面に、その  
夜のアゲハチョウを持ってき  
たらというふうなご提言でござ  
いますけれども、非常にその  
部分では、仮にトップページ  
に持ってきてバックの画面に、  
ご質問が出てからちょっと考  
えてみました。バックの画面  
に、暗闇の中に浮かぶアゲハ  
チョウの様子、これを持って  
きますと、さまざまな形の情  
報、これはほとんど白抜きに  
していかねばいけない、文字  
を。そういうふうなことがあ  
りますと、非常にめり張りが、  
各情報のめり張り、そういう  
ふうなものがなかなかつか  
ないのではないかなと、こん  
なイメージを持ちました。よ  
って、トップにはなかなか持  
ってくることは厳しいわけ  
でございますけれども、「観光」  
をクリック、トップページの  
「観光」の部分をクリック

すると現在見られるように設定をこれからはしていきたいと、こういうふうに思います。

それから、2点目のはがき、切手というふうな、写真ということでございますけれども、オリジナルフレーム切手シート、この部分が特定の地域、全国で発売しているということでございまして、当市に関連のあるオリジナルフレーム切手シートといたしましては、「ムッシュ・ムチュラン I 世マダム・ムチュリー 結婚記念」、これが報道されたら、市長会の会長のほうから、「結婚おめでとう」というふうな形の祝電まで届いた切手でございまして、そういうふうな切手ですとか、「日本三大霊場 恐山」、それから「海上自衛隊大湊地方隊・歴史探訪」、それから「海上自衛隊大湊地方隊・創設60周年記念」、つい最近発行されました。そして、今月中ごろになりますと、「会津から斗南藩へ」というふうな形での発行もあるというふうなことでございますので、このアゲハチョウの夜景、そして市内の名所等を盛り込んだオリジナルフレーム切手シート、これについては協議をしてみたいと、このように思っております。

夜のアゲハチョウのイメージなのですが、非常にあの部分で、夜のアゲハチョウは天空高く暗闇の中で見ますと、きれいなアゲハチョウに見えるものと。そして、これはストーリーなのですけれども、ムチュランが美食星というふうなところから飛んで、その夜のアゲハチョウの輝き、この場所にたどり着いたというふうな一つのストーリーがございますので、すばらしいストーリーではないかなと。それほど暗闇の中に浮かぶ夜のアゲハチョウは、私は本当にむつ市の世界に誇れるオンリーワンに成長する夜景であると、こういうふうに思っておりますので、官民一体、その中で取り上げていただいて、力を合わせてやっていきたいなと、こう思っています。

観光をクリックいたしますと、そのアゲハチョウの夜景を見られるように現在設定しておりますので、フロントページに持ってきますと、先ほどお話をしましたように、真っ暗な中でのさまざまな情報、例えば熊情報ですと黄色く赤で出すと、そういうふうなところが非常に見づらくなりますので、そういうふうなイメージを持っております。ということで、現在は「観光」の場面をクリックいたしますと、夜景を見られるように設定しているということでございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。切手については考えてくださるということですので、きょうはここでいいということにしておきます。

このアゲハチョウ、やはりさまざまなエネルギー、この地域は光の融合の一つの象徴としてもアピールしていくべきではないかなと思います。その件に関してはどう思いますか、市長。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 光の融合のシンボルというふうなことでのご意見でございますけれども、まさしくそのとおりだと思います。私も何年か、3年、4年くらい前だったでしょうか、民放の中で、この「むつ市のうまいは日本一!」、そしてこのむつ市の売り込む場面、これを展望台、夜の展望台に上がりまして、夜のアゲハチョウを県内の放送でPRをさせていただきました。そのときに感じたのは、あの一つ一つの明かりの中にそれぞれの家庭、そしてまたそれぞれの事業、そういうふうなものが光としてエネルギーとして集約されてあいうふうな形がつけられているということにたいく感動しておりますので、やはりその暗闇の中に浮かぶ光、この光は希望のまちの光につながってくるものと、そういうふうに認識をしておりますので、ぜひともこの部分でご理解いただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ちょっと弱いお話の仕方ですが、ここでよいとしておきましょう。やっぱりこの当むつ市は、原子力のエネルギー、そしてさまざまなエネルギーのメッカとして、その象徴としてもまたこのアゲハチョウで発信していただきたいなと思います。自然エネルギー、これから太陽光発電等も使うわけですけれども、複合的なエネルギーの象徴の地としてこのアゲハチョウを、観光面からも、そしてエネルギーの、総合エネルギーの象徴という形で発信していただきたいと思います。

夜のアゲハチョウを見ただけでは、もちろんこの地域には恐山という観光地もありますけれども、やはり弱いと思いますので、写真スポット、写真の好きな方に来ていただいて、その来た方たちにまたこの地域を発信していただくというためにも、風景街道、このスポット、すばらしいスポットたくさんございます。きのう、おとといでしたか、釜臥山の4時過ぎの時刻でしたか、すばらしい夕暮れでございました。やっぱりその時間帯、そういうスポットを限定しまして、この季節には何時ごろにはすばらしい風景が見られるよというような、そういうものをきちんと設定して、地域内外からお呼びして、写真展等を開くことも必要ではないかなと思います。

また、一般のお客様には、写した写真を、例えばその晩にホテルでもうはがきにしてしまっただけで渡すということも考えられると思いますが、そういうことについてはどのようにお考えですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 写真を撮って、その景色を、横浜町からずっと下北半島全域を、フォトスポットをめぐってもらおうというふうなお考え、先ほど壇上でもお答えいたしましたように、これは6市町村が入っております観光協議会の中で我々とし

ても提案をして検討を進めていきたいとお話をいたしました。この部分において、既にそれぞれの町村がやはり取り組んでいるところがございませぬ。佐井村ですと、「夕焼けの村へ、撮りに行こう」ということで、フォトコンテスト、これを行っておりますし、菜の花のフォトコンテスト、そういうふうなこともやっております。それぞれの町村で今やっているわけでございますので、それを一つの協議会の中で、下北観光協議会の中でこれをまとめて、一つこのコースは、菜の花を見て、そして釜臥山を見て、夕暮れ時間になるときれいな景色を見ると。そして、濱田議員ご承知のとおりでしようけれども、「あの波の果てまで」、岩下志麻が主演をしました、その浜の写真を撮るとか、そういうふうな形の中で取り組めば非常に魅力のある観光コースができるものではないかと、こういうふうにあります。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。

あとまだ議論が足りないところがありますが、さまざまな面で取り組んでいただけるということで、とても頼りにしております。

市長、市長はよく「ネクスト50」という言葉をお使いになります。50年後にここで生きている人は何人いるか、ほとんどの方がここにいらっしゃらないと思いますが、やはりネクスト10なら、まだかわっているのではないかなと思う方がたくさんいらっしゃいます。私たちが見きわめることができるネクスト10にまず視点を置いて、具体的にやはり1つずつ進めていくことが次の世代へのまちづくりになるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

もう時間になりそうですので、資源づくりについてはいま一度、議論が足りませんでしたので、また機会を持ちまして、もう一度質問したいと思います。きょうは、これで終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午前11時35分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 9 分 休憩

午前 1 1 時 3 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） 山本留義議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第218回定例会におきまして、通告順に従い一般質問を行います。

さて、中国の挑発、強硬姿勢が続いております。先月下旬中国は、沖縄県尖閣諸島を含む東シナ海に自国の防空識別圏を設定しました。防空識別圏は、領空侵犯を阻止するため、戦闘機が緊急発進を行う際の基準となるもので、従わない場合は防衛的緊急措置を講じる、いわゆるスクランブルを行うものです。既に日本が防空識別圏を設定していることから、識別圏が重なることで両国のスクランブル機が接近、不測の事態も懸念されます。尖閣諸島に対する艦船の領海侵犯、無人機による領空侵犯等で日本の実効支配体制を突き崩そうとする意図が明白となり、政府の毅然とした対応、覚悟が問われることになってきました。

さて、今年末は例年に比し、県内外多くの方々から喪中のご挨拶をいただきました。知人、友人、またはそのご家族等がそういう年代になってきたのかと一抹の寂しさを禁じ得ない昨今でありま

す。同時に、マラソンに例えれば、最終コースに入った人生、残された時間は神のみぞ知るではありますが、市会議員として負託を受けた身、これからの人生も意気に感じて精いっぱい生き抜こうと決意も新たにしているところでございます。

これらの認識のもと、市会議員に付与された権能に基づき、市政全般にわたり喫緊の課題4項目8点につき一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭なるご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、昨今の原子力行政に関する報道に関連してであります。小泉元総理の「即脱原発」発言がマスコミにぎわせております。発言の要旨は、核の本格的なごみ処理施設を持たない我が国がこれからも原発を推進することには大きなリスクがあるというものであります。一見まともな主張であります。3年前の東日本大震災を体験した国民には、ある程度の共感も得ているようです。しかしながら、冷静に日本を取り巻くエネルギー環境を考え、国民生活を考えたとき、現実的には受け入れられない話なのであります。

資源小国であらゆるエネルギー資源を海外に依存する日本は、原油産出国近辺で紛争が生じた場合、輸入が滞れば火力発電は停止、石油製品で成り立つ日常生活品にも事欠くこととなります。我が国は、陸続きのヨーロッパ大陸のように、隣の国から電気を配電してもらえる体制にはなく、島国としての弱点があるのです。太陽光や風力などの代替エネルギーは、24時間の運転ができず、かつ発電能力も低く、現下の国民生活、日本経済を支えるには遠く及ばないのであります。

さらに、昨今燃料として注目を浴びているシェールガス、日本に運ぶためには液化する必要から、そのため多くの費用がかかり、米国の5倍の価格になるという試算もあり、四、五兆円の国富が流

出するという現実があります。現在各電力会社が電気料金の値上げを申請、または実施し、東北電力も9月1日から値上げに踏み切りました。このまま原子力発電所が停止したままでは、さらなる値上げもあり得るとのことであり、国民生活にも重大な影響を与えることとなります。

一番の懸念は、石油や石炭、さらにシェールガスにしても地球温暖化の元凶とされるCO<sub>2</sub>ガスを排出することにあります。多発する全世界の大規模自然災害は温暖化が起因と見られ、過去30年で250万人の人命が失われ、380兆円もの経済被害をもたらしているとのデータがあります。

さて、東日本大震災の原子力事故は、津波によるものであって、地震によって原子炉本体が壊れたわけではないとはっきり認識されるようになりました。電力事業者を初めとした原子力村がつくり出した安全神話の過信によるところが大であり、原因は津波による全電源喪失であります。繰り返しますが、原子炉本体は何ら損傷していませんから、英知を結集すれば完全に原子力事故は克服できると信じます。

停止中の東北電力東通原子力発電所、敷地内に活断層があるということですが、日本で活断層のない地形、地質があるのでしょうか。いたずらに心配することよりも、それに耐え得る補強を検討することが先決であるとの思いを強くします。

また、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場、現時点では世界的共通認識となっている地下深く埋蔵する地層処分が最も安全であるとしてフィンランドやスウェーデンで実施の方向で進んでいます。日本でも政府が前面に出、対応していくとの報道があり、この問題も近い将来クリアできるでしょう。いずれにしても短期的には現在の発電能力や安全性を確かめながら、できるだけ有効に利用するエネルギーのベストな組み合わせを考えるべきで、即脱原発は一国の総理

であった者の発言としては無責任の感を禁じ得ません。

工業立国で成り立つ我が国の現実を直視し、政府が責任を持って原子力行政を主導することで停滞する現状を打破してもらいたいと願うものであり、そのことを踏まえたうえで、1、無責任な小泉元総理の「即脱原発」発言について、どのような感想を持っているか。2、下北半島に所在する原子力諸施設について、今後どのような見通しを持っているか。以上、2点につきお伺いいたします。

質問の第2は、南海トラフ特措法が成立したことに鑑み、むつ・下北半島の防災体制の見直しについてであります。以前から指摘されている南海トラフ付近で東日本大震災と同じマグニチュード9.0クラスの地震が発生した場合、最大32万3,000人が死亡するとの被害想定を2012年8月、内閣府の作業部会が公表し、それを受け今年11月22日、南海トラフ特措法が成立しました。

さて、青森県では11月23日、東北電力東通原子力発電所の過酷事故を想定した県原子力防災訓練が実施されております。広域避難のほか、集落が孤立した事態を想定、ヘリコプターによる住民避難も取り入れたようではありますが、安全に絶対はないとのことわざどおり、下北半島が原子力半島である限り、万に一つの安全対策、防災対策は講ずる必要があります。あわせて原子力事故の起因ともなる大地震、巨大津波等に対する対策も欠かせないものがあります。

近年多発する異常気象による集中豪雨や、そのことで発生しやすくなる地すべり等も大きな不安要素であります。今年の台風26号による伊豆半島の土石流災害、台風30号のフィリピンの高潮被害等、近年は過去に経験がない想定外と呼ばれる災害がふえていることです。南海トラフ特措法が注目される現在、地形的には陸の孤島と化しやすい



この下北半島でも経験のない災害に見舞われ、大きな被害をこうむる可能性も否定できず、防御体制に大きな不安があります。異常気象による集中豪雨等は北上傾向にあり、東北、北海道への備えも急務と考えます。

このことを踏まえ、1、今後懸念される大地震や巨大津波、多発する異常気象によると見られる集中豪雨等に対し、むつ下北の防災体制は十分と考えるか。2、原子力災害や大規模自然災害に脆弱な下北半島は、一朝有事の際、陸の孤島と化すおそれがある。その場合の避難方法は海路に頼らざるを得ないが、青森県以北を警備区とする海上自衛隊大湊地方隊に、大量人員輸送可能な輸送艦が配備されていないことに不安を感じないか。以上、2点につきお伺いいたします。

質問の第3は、改正耐震改修促進法に関連してであります。新聞報道によれば、本年11月25日から改正耐震改修促進法なるものが施行されております。改正の柱の一つとして、1981年以前に建てられた旅館、ホテル等の大型施設に耐震診断義務を課した法律のようではありますが、改修費用等に多額の資金を要するとの見方があることから、経営の先行きを不安視する向きも報道されております。ようやく上向きつつある景気に水を差すおそれもあり、当地域での影響を懸念するものであります。そのことを踏まえ、1、改正耐震改修促進法の概要とむつ市内で耐震診断義務化に該当する施設はあるか。2、同法施行が当地域にどのような影響を与えると思うか。以上、2点につきお伺いいたします。

質問の第4は、日本一短命県の汚名返上についてであります。厚生労働省が5年ごとに実施する平均寿命調査2010年版で、青森県は男女とも全国最下位と報道されています。1995年以来4回連続で男女とも最下位、男性は1975年以来8回連続の最下位とのことであります。問題としては、40代、

50代の若い世代の死亡率が高く、そのことで本県の平均寿命を押し下げているとの見方があります。

インターネットによりますと、短命の原因推察として、経済力の弱さが自殺や出稼ぎを含めた短命のほとんどの理由に結びつきそうだとの説があります。そのほか寒いから酒を飲む、娯楽が少ないからパチンコやたばこ、酒になる。みそ大根は、これはみそ漬けのことだと思いますけれども、みそ大根は1切れでご飯が1杯食べられる極悪のしょっぱさだ。冬は積雪等でウォーキングができないので、誰も歩かず免疫力が落ちる等々、これは雪かきのつらさがわからない都会の人だと思うのですが、これでもかというくらいの理由を列記しております。

何とかむつ市だけでも汚名返上できないものかとの思いから、1、青森県は日本一の短命県であるとの報道であるが、むつ市の現状はどうなっているか。2、健康の原点は歩くことの観点から、市民参加型のウォーキングコース等の整備はできないか。

以上、2点につきお伺いし、壇上よりの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨今の原子力行政に関する報道に関連するご質問の1点目、小泉元総理の発言についてであります。小泉純一郎氏については、平成13年から平成18年までの間、長く総理を務められ、強力なリーダーシップのもと、我が国の発展に多大な貢献をされた政治家の一人であると思っております。総理の座を退き、議員引退後はメディアへの露出も極端に少なくなっていた小泉氏ではありましたが、ここに来て突然の脱原発発言でクロー

ズアップされていることに驚くとともに、かつては政権のトップとして原発政策を推進されていたことにもかかわらず、このような発言をすることにいささか疑問を抱いております。記者会見においては、具体的な代替策を示さず、政府が脱原発の方針を打ち出せば、専門家や官僚が必ずいい案をつくってくれると言い放つなど、楽観的な考え方である小泉氏お得意のパフォーマンスの一つとして受けとめられても不思議はないものと思っております。

ことしの夏は、全国的に猛暑でありましたが、9月中旬に定期検査のため運転停止状態に入った大飯原発を除き、国内の原子力発電所が全て停止した中で、海外からの輸入燃料により火力発電所をフル稼働させることなどにより何とか電力は供給されましたが、議員ご指摘のとおり、その代償として石油燃料などの中東への依存度が第1次オイルショックのレベルに達し、燃料費として今年度で約3兆6,000億円、1日当たりになると、約100億円もの国富が海外へ流出する見込みで、そのことが電気料金の上昇につながっております。

また、原子力発電所の運転停止と火力発電所のフル稼働により二酸化炭素の排出量は日本全体で約1割も増大しており、世界的に取り組む必要のある地球温暖化防止に逆行した状況となっております。

また、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして期待され、その普及が図られている太陽光発電や風力発電は天候に大きく左右されることから、その発電量は日本全体の発電量の2%にも達せず、安定した主要電源と位置づけられるにはまだまだほど遠い状況にあります。

このようなことから、我が国のエネルギー政策については、安全を第一義としたうえで再生可能エネルギーも含め、原子力や火力などによるベストミックスが現実的であり、中長期的に確固たる

方針のもと、国民生活、経済活動、国際情勢などの課題を乗り越えながら、国が責任を持って取り組むことが重要であると考えております。

次に、下北半島に所在する原子力諸施設の今後の見通しについてであります。原子力発電所においては、原子力規制委員会が決定し、本年7月8日に施行された発電炉の新規制基準、また核燃料サイクル施設等においては、今月18日に施行される予定の核燃料施設等の新規制基準に基づき、各事業者は再稼働や操業開始に向けた新規制基準適合性審査のための変更許可等の申請を行うこととなり、原子力規制委員会での審査を終えた施設から順次再稼働や操業が開始されるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、南海トラフ地震対策特別措置法が成立したことに鑑み、むつ・下北半島の防災体制の見直しについてのご質問であります。

1点目のむつ・下北の防災体制は十分と考えるかについてであります。市の防災体制については、各部署において災害発生時の事務分掌に基づいて個々の職員の事務分担を明確にするために、毎年度災害対応マニュアルを見直しして、各部署間の横の連携体制や初動体制の確立に努めております。

また、毎年実施しております総合防災訓練では、防災関係機関、医療機関、民間団体、ボランティア団体、地域住民が一体となり、原子力災害を含めたさまざまな災害を想定した実践的な訓練を実施し、災害応急対策が迅速かつ的確に行えるように防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図っていると同時に、民間事業者との災害時応援協定の締結、自主防災組織の結成促進など、さまざまな角度から防災体制の強化充実に取り組んでいるところであります。

下北地域における防災体制については、原子力災害を初めとする大規模災害に連携しながら対応

するため、各市町村で原子力発電所に係る関係市町村会議を組織し、避難体制の整備等具体的な対応策を盛り込んだ応援協定の締結や、関係市町村に自衛隊、海上保安部、消防などの防災関係機関を加え、災害時に関係機関が連携し、被害を軽減することを目的として下北半島防災連絡会議を設立し、自然災害対応を含めた防災体制の強化に努めております。しかしながら、防災対策には、これで十分ということはありませんので、今後におきましても、むつ下北地域の防災体制の強化充実には意を用いてまいりたいと考えております。

次に、災害時に海路での避難となった場合、海上自衛隊大湊地方隊に輸送艦が配備されていないことに不安を感じないかというご質問ですが、現在海上自衛隊大湊地方隊所属の艦船の輸送能力は、市民等を対象に行っている体験航海参加者の最大乗船可能人数をもとにした計算では約4,000人ということであり、それ以外にもフェリーやヘリコプターなどあらゆる手段を講じて避難することとしております。しかしながら、海路や空路での避難はあくまでも最終手段であり、広域避難は陸路での避難を優先的に考えておりますことから、下北半島における避難道路として重要な位置づけにある下北半島縦貫道路の早期完成や国道の整備を初め迂回県道等の整備につきまして、これまでも県に対し要望してきたところであります。今後におきましても、広域避難のあり方につきましても、国・県、関係市町村を初め自衛隊や海上保安庁などの防災関係機関などともに地域の実情を十分考慮した避難方法について研究検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、改正耐震改修促進法についてのご質問の1点目、改正耐震改修促進法の概要とむつ市内の該当施設の有無についてお答えいたします。耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災を契機に耐震改

修を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、平成7年に施行されたものであります。これまで不特定多数の人が利用する建築物に対して耐震診断及び耐震改修の努力義務を課すことにより、平成27年までに全国の建築物の耐震化率を90%にする目標を設定し、建築物の耐震化を促進することとしてきました。しかしながら、現時点での耐震化が当初の計画よりおくれており、目標達成のためには一層の耐震化促進が必要であること、また近い将来起こり得る南海トラフ地震や首都直下地震など大地震による甚大な人的、経済的被害を最小限にとどめるため、なお一層の耐震化が急務とされることから、このたびの改正に至ったものであります。

主な改正内容としましては、昭和56年5月以前の旧耐震基準による建築物で不特定多数の人が利用する病院や店舗、旅館などで大規模な特定建築物の所有者に対して、平成27年末までの期限を設けて耐震診断の実施を義務づけ、その結果を公表すること、あわせて全ての建築物の耐震化を促進するために住宅や小規模建築物などについても耐震診断及び耐震改修の努力義務が盛り込まれた内容となっております。また、むつ市内で耐震診断義務化に該当する施設については、現在青森県において対象となり得る建築物の調査を実施しており、年内をめどに耐震診断が義務づけとなる対象建築物を確定させることとして作業を進めている状況にありますので、年明け早々には該当する建築物が把握できるものと考えております。

ご質問の2点目、同法施行が当地域に与える影響についてであります。仮に該当する建築物が存在した場合は、少なからず影響があるものと推測されることから、調査の結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、日本一短命県の汚名返上についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、青森県

は日本一の短命県であるとの報道であるが、むつ市の現状はどうなっているかについては、担当からお答えをいたします。

次に、ご質問の2点目、健康の原点は歩くことの観点から、市民参加型の安全なウォーキングコース等の整備はできないかについてお答えいたします。厚生労働省では、健康寿命を延ばしていくためには3つのアクションが必要であるとしております。歩く、食べる、禁煙する、この3つのアクションを実行することで生活習慣を改善し、単なる長寿ではなく健康長寿を目指していこうとするものであります。

1つ目のアクション、歩くにつきましては、昨今の健康ブームを反映して、いつでも手軽に始められる運動としてウォーキングが全国的に広まってきております。各自治体でも住民の健康増進を目的として、また増大する医療費の抑制を目的としてウォーキングの普及や推進に取り組んでいるところであります。むつ市では、ウォーキングへのきっかけづくりとして毎年ウォーキング大会を開催しております。今年度も10月に克雪ドームから中央公民館までの往復約6キロメートルのコースで、小さなお子さんからご高齢の方まで160余りの方々のご参加をいただき、にぎやかに実施したところでございます。

浅利議員ご質問の安全なウォーキングコースの整備につきましては、現在田名部川の下北橋から大瀬橋にかけて、足に負担のかからない柔らかな路面素材を使用した約1キロメートルの遊歩道が整備されておりまして、実際にウォーキングされている方々をしばしば拝見しているところでありますし、北の防人整備計画における水源池公園内の園路改修、また大湊エココースト事業ということで、中央公民館から大湊小学校にかけて、約0.9キロメートルの遊歩道の整備が今後予定されております。

また、ふだんからウォーキングに親しんでいただくために現在専用のコースとして整備しているものではございませんが、水源池公園コースやむつ運動公園コース、また新田名部川コースや緑ヶ丘コースなど、保健協力員の協力を得まして、市内に8カ所のウォーキングコースを設定し、市のホームページに掲載しているところであります。

今後川内、大畑、脇野沢の各地区を含めコースを増設し、ウォーキングをより身近なものに感じていただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 日本一短命県の汚名返上についての市長答弁に補足説明いたします。

ご質問の1点目のむつ市の現状についてですが、厚生労働省では全国約1,900の自治体を対象といたしました2010年市区町村別平均寿命をこの夏に公表しております。それによりますと、平均寿命が短い全国自治体のワースト50位に本県から男性では4位の青森市など24市町村、女性では3位の階上町など11市町村が含まれるという喜ばしくない結果が出ております。このワースト50位の中にむつ市も含まれておりまして、男性の平均寿命は76.7歳でワースト8位、また女性は84.8歳でワースト16位という結果となっております。参考までに申し上げますと、男性の長寿のベストワンは、長野県北安曇郡松川村の82.2歳で、むつ市と比較いたしますと5.5歳の差、また女性のベストワンは沖縄県中頭郡北中城村の89.0歳で、むつ市と比べて4.2歳の差となっております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に入ります。

1番の昨今の原子力行政に関する報道の関連なのですけれども、まず東日本大震災、3.11以降、

減原発の方向に動きつつあることは確かなようでありすけれども、このむつ下北で将来縮小の可能性もある核燃サイクル事業にかわる産業は考えられるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 縮小というふうなお話が枕言葉にございましたけれども、この部分につきましては、あえて答弁を申し上げませんが、核燃料サイクル事業にかわる産業というふうな、この部分につきましては、これまで長年、当然北の守りの防衛産業、そしてまた食料生産、そしてエネルギー政策、供給と、この分野について、私は本当に日本を支えている地域であると、こういうふうにならざるを得ない状況でございまして、この中でもやはりエネルギー関連産業、この産業構図が非常に裾野も広く、関連する業種、これも多岐にわたっておりますので、関連会社も含め、従業員の地元雇用、これ一つとりましても、エネルギー関連産業と同じレベルで経済効果を引き出す。この部分では、新たな産業を見出すということは非常に厳しいものが私はあるものと、このように感じております。しかしながら、原子力産業だけではなくて、再生エネルギーのこの部分につきましては、風力発電施設関連というふうなことでのメンテナンス業務を立ち上げようとする動きも見え始めてきておりますので、その分野でのまた事業の拡大、この部分についての行政のバックアップ、そしてまたその資格がどういうふうなことなのか、さまざまな情報共有、そしてまた提供して、裾野を広げていく必要があると思います。この部分においては、核燃料サイクル事業にかわる産業は考えられるのかと、その1点のお尋ねになりますと非常に厳しいものがあると、こういうふうな認識を持っております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。

次に、今東北電力東通原子力発電所の中の活断層を調査しているのですけれども、原子力規制委員会の最終判断がかなりおこなわれているのです。私ちょっと不思議に思っているのが、地震と活断層の因果関係というのが具体的にどうということかなということについて疑問に感じているのですけれども、その件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地震と活断層の関連ということになりますと、私も専門家ではございません。ちょっと聞きかじった、そういうふうなものでございすけれども、その活断層が即地震につながるのかというふうなことは、私は地質学、余りよくわかりませんので、この部分についてはお答えはちょっと不可能でございますけれども、この部分ではやはり原子力規制庁が40万年前とか、そういうふうな形の中で判断をするわけでございますけれども、非常にそのところの科学的、合理的な説明をしっかりと事業者側にし、そして事業者側も、これまでの知見をしっかりと原子力規制委員会に申し立て、そして双方の議論の中でこれは進められていくものと、私はそのように認識しております。原子力規制委員会、今後東北電力東通原子力発電所の断層については、12月中にも活断層かどうかの最終判断のためにお越しになるという情報も入っておりますので、その行方をしっかり注視していかなければいけないものと、このように感じておるところでございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 原子力関係について、もう一点再質問させていただきます。

今いろいろ原子力規制委員会の調査等で長引いているのですけれども、原子力施設の休止がこのまま長引いた場合のむつ市に与える影響というのはどういうことが考えられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） このまま原子力施設が休止というふうなことになりますと、非常にこのむつ市への影響は多大なものがあるものと、このように思います。関連する建設する工事、当然そうでございます。それから、メンテナンス業務、こういうふうなものでもさまざま多くの方々の雇用が発生しておるわけでございます。そしてまた、それに付随する生活関連経費などの、それを賄う形での業界、これらも非常に幅が、裾野が広く、これまでさまざまな部分で恩恵と申しますか、この部分での裾野の広い部分での経済を支えてきた原子力施設の事業でございますので、休止が続くかということは、私は地元経済に及ぼす影響は多大なものが出てくるものと、このように認識をいたしております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

この原子力行政に関しての小泉元総理の発言に関して、市長からおおむね私と同意見のご答弁をいただきまして、意を強くしたところでございます。今後政府から原子力行政について確たる方針が示されることを期待しております。これは、要望としておきます。

2点目の南海トラフ特措法が成立したことに鑑み、むつ・下北半島の防災体制の見直しについて再質問させていただきます。

1点目は、11月23日に県が実施した避難訓練の事故想定シナリオを見ますと、まず3.11規模の地震で原子炉緊急停止、外部からの全交流電源喪失、原子炉冷却機能を失いメルトダウンのおそれ、放射性物質放出の可能性と段階的な手順で事故想定シナリオがあるのですけれども、東北電力東通原子力発電所では、3.11以降同規模相当の地震と津波が発生しても課題はクリアしたと、いろいろ対応しているというような認識をしているのです

けれども、現状はどうなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 課題はクリアしたのかというふうなことで、現状はどうなのかということは、やはりそれぞれの事業者側の対応が非常に進んでいるものと私は認識をいたしております。例えば東通原子力発電所におきましては、建屋扉、この水密性を向上する、そして電気をつくっているところが電気がなくて完全に遮断されてしまっただけでああいうふうなシビアアクシデントになったわけでございます。その部分をどうしていくのかというふうなこと、二重にも三重にも、そういうふうな形での対応。そして、例えば瓦れきの除去するものとか、それからベントの問題だとか、そういうふうなものが本当に新規制基準、これに合った形の中で事業者側が真摯な対応をするというふうなことでは、それを期待もしておりますし、そのことによって世界最高水準の安全水準の原子力発電所、これが実施されて完成されて、次の発電、再稼働に向かっていくものと、このように期待しております。その部分においては、ハードの部分でございます。

ただ、人的な部分、これは新規制基準の中でも一部テロ対策、こういうふうなものも記入をされているようなことでございますので、今度はやはり人的な部分のテロ、先般東北電力東通原子力発電所玄関、正面ゲートですか、あそこでちょっと不審な動きがあったというふうなことで2人逮捕されたというふうな事案もありました。また、海からのそういうふうなテロというふうなこともさまざまな想定をしていかなければいけない。それらもやはり新規制基準施行に従って事業者側が真摯に取り組んでいただき、慎重な審査を受けていただき、それに沿った形で再稼働に向かっていただきたいと、このように思っているところでござ

います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。

2点目に南海トラフの危機が先行しておりますけれども、青森県、北海道東方海域でも依然として群発的な地震が発生しております、3.11の再現が危ぶまれる状況にあります。

さて、海上自衛隊には、この下北半島から艦名をいただいた輸送艦「しもきた」8,900トンが呉港を定係港としております。幸いこの船は、大湊港内の現水深でも、今の水深でも出入港が可能であるということでもあります。北の備えとして当地ゆかりの輸送艦「しもきた」を配備してもらうよう防衛省と関係省庁に強く要請してはどうかと再度お伺いいたしますが、再度ご検討をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この輸送艦「しもきた」の大湊地方隊配備、強く要請せよということのご提言でございますけれども、この「おおすみ」型輸送艦、2番艦として輸送艦「しもきた」が就航いたしております。輸送艦「しもきた」後援会の会長がむつ市長ということで、私もそれに歓迎しておるわけでございますけれども、この「おおすみ」型輸送艦、国内には3隻あるということで、全てが呉基地に配備と、集中配備ということでありまして、輸送艦「しもきた」の中にはL C A C、その部分についてはホバークラフトと申しますでしょうか、あれが2機積まれて、先般の東日本大震災の際も、あのホバークラフトが非常に大きな活動をし、そしてまた先般の伊豆大島での集中豪雨、あの部分でも非常に大きな力を果たし、災害派遣で数々の実績を上げてきたということは私は強く認識しておりますし、「しもきた」という名称、これにはやはり愛着も感じておるところでございます。

ただ、輸送艦「しもきた」が非常に特殊な機能を有することの少ない大型輸送艦ということでありまして、今後オスプレイの登載を可能にするための大規模改修を行う予定であるとの報道なんかもございます。そのことで大湊地方隊への配備要請は非常に難しいものであるのではないかというふうに感じておりますが、この部分において、私は輸送艦「しもきた」が5年くらい前、この職に就任して初めての年に輸送艦「しもきた」が沖合に泊りまして、突堤には着岸できない状況でございました。そして、小さい船で行ったり、L C A Cで往復したりというふうな経験はございますけれども、それが第一突堤が掘り下げられて、先般この第一突堤に輸送艦「しもきた」が着岸したという事実もございますので、それぞれ何かあったときには、その輸送艦「しもきた」の対応、「おおすみ」型の「くにさき」とかそういうふうなものの対応、そういうふうなものが期待できるものでないかということは常々大湊総監部のほうにはお話をしておりますので、ただ配備ということになりますと、防衛費が削減の中でどういうふうな配備をしていくのかということに、やはりこれは防衛省の大きな課題であると思いますので、防衛予算を拡大するようというふうな要望もしておりますので、その部分においてのお願いはこれからもしていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 輸送艦「しもきた」を大湊地方隊にというのは、先般むつ市議会としても総理大臣等に意見書を出しているところでございまして、これからも災害対応ということで、輸送艦を大湊地方隊にということは、折に触れ、またしつこく言わせていただくというつもりであります。

まず、ことしの6月定例会で南海トラフ巨大地

震については、これについても一般質問させていただきました。南海トラフ特措法が成立したということは、いよいよ南海トラフ付近での巨大地震というのが現実味を帯びてきたということだと思います。それで、今迫り来る危機がそこに迫っているということを認識して、3.11の苦い貴重な体験を生かして、市民の安全安心に万全の対策を講じていただきたいと要望しておきます。

次は、3番目の改正耐震改修促進法に関連してでありますけれども、マスコミの報道によれば、緊急的支援として地方自治体が協調して補助をすれば補助率を引き上げる仕組みともなっているとありますけれども、むつ市の場合はどういうような対応をするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の緊急支援に対するむつ市の対応についてのお尋ねでございますので、県と市が協調補助を行うことにより国の追加補助を得ることができることとされております。このことにより事業者の負担軽減が図られることから、当市といたしましても、県の動向を踏まえながら、補助制度について検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 先ほど行政報告ありました市民体育館を含めて、老朽化した建物は多々あると思うのですが、年内をめどに耐震診断が義務づけとなる対象建築物を確定するということでもありますので、確定後は速やかに耐震診断、耐震改修等の所要の支援、助成を行い得るよう対応方を要望しておきます。

次に、4番目の日本一短命県の汚名返上についてでありますけれども、短命対策として、今までむつ市が独自にとってきている施策はあるのかということについてお伺いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

現在日本人の約4分の3ががんや脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病で亡くなっております。ある程度の個人差はありますが、これは食べ過ぎや運動不足による肥満、たばこ、お酒、塩分の過剰摂取など、まさしくあしき生活習慣が引き起こす現代病とも言えるものとなっております。

市といたしましては、生活習慣病対策として、ウォーキングの普及推進、手軽な有酸素運動を取り入れた運動教室、また町内会や老人クラブなどからの依頼が多くなってきている健康教室、さらには食育推進の観点から栄養教室を開催するなど、各種の健康づくり事業に取り組んでいるところであります。

また、定期的に健康診査やがん検診を受けることにより病気を未然に防ぐ、あるいは早期発見、早期治療につなげて重病化を防ぐ、このことが非常に大切であろうと考えております。当市におきましては、胃がん、肺がん、子宮頸がんなどの各種がん検診をそれぞれ数百円程度の料金で受診することができますし、大腸がん、乳がんなど特定のがん検診につきましては、無料クーポン券を発行するなど受診率の向上に努めているところであります。

さらに、若いうちから健康について関心を持っていただく、また生活習慣を見直す機会を知っていただく機会としていただくために20代、30代の方々を対象としてミニ健康診査を年数回無料で実施しております。健康増進事業は、短期間には結果に結びつかないようなところがございますが、5年後の短命市返上を目指して、市民に振り向いていただけるような施策、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。



○14番（浅利竹二郎） 健康維持というか、健康増進にはウォーキングが第一だということの認識は、皆さん同じ思いだと思いますけれども、それで安全安心なウォーキングコースというのを切望する声があるのですけれども、日中働く女性たちが夜間利用しやすいように照明設備等を設置しているかどうか、こちら辺もお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 夜間歩くような形のウォーキングコースの整備ということのお尋ねだと思いますけれども、この青森県ウォーキング協会によりますと、夜間暗くなりますと、多少の照明があったとしても、日中はっきり見えていたものが見えづらくなり、ドライバーからも視認されづらくなるということ、また夜間は人間の体が眠りに向かうための時間帯であるため、この時間帯でのウォーキングについては生理学的にもお勧めできないということだそうございまして、このウォーキングコース全体に夜間照明をつけていくということは、非常に莫大な経費もかかるということでございますので、先ほど壇上でご紹介しましたように、河川敷のところも少しずつではありますけれども整備も進み、そういうところでの日中でのウォーキング、こういうふうなところをお願いしていただきたいなと、こういうふうな思うところでございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） なかなか日中はそういうことができなくて、勤務後、帰ってきてからお風呂に入る前とか、ちょっとそういうことで働いている女性は結構歩いている人が多いのです、夜間。そういうことを意図して今再質問させていただきました。

先ほどの部長のご答弁の中で、全国約1,900の自治体でワースト50に入っていると、むつ市、そ

うような説明でありました。ベストワンの自治体に比して、おおむね大体5歳ほどの短命であるというようなことでありますけれども、ウォーキングを始め、生活習慣を改善して、健康長寿を目指す施策をしたいという市長のご答弁でありました。ぜひこのことを推進していただくことを強く要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時25分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第218回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

ことしも残り少なくなってきました12月、日増しに寒さが募っておりますが、ことしも御多分に漏れず雪の季節がやってくることと承知はしておりますが、そこそこの降雪量で越冬できることを願っております。

また、私も当選来2年が経過し、折り返しとなってきており、より一層の研さんを図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしま

す。

当選来、市民の皆さんはもとより関係者の方々には大所高所よりご指導、ご助言をいただき心より感謝申し上げますところでございます。また、議会においては、諸先輩方からのご指導を仰ぎ、何とか今日に至っております。今後においても、温かいご指導をお願い申し上げます。理事者各位からのご教示をいただきつつ、折り返しに向かって精いっぱい努力してまいりますので、今後ともご鞭撻をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、3項目6点につきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目の地域づくりについて質問いたします。当むつ市が11月2日土曜日に青森中央学院大学と連携・協力に関する協定を結んだと報道されておりました。地域の産業振興や人材育成などに向けて包括的に連携していくとのことで、私も大いに期待を寄せているところであります。

以前も一般質問の際に、まちづくりに関して必要な人材は、若者、よそ者、ばか者と言わせていただきましたが、今回の連携協定によって、若者とよそ者がクリアされ、あとはばか者だけとなりました。

ここで誤解のないように補足させていただきますが、ここで言うばか者とは、下した文言ではなく、形にとらわれない概念を取り払った者という意味ですので、承知のほどをお願いいたします。

青森中央学院大学は、留学生が多いことでも有名な学校と伺っておりますので、ナショナリズムも形成されることを祈っております。

ここで、自治体と大学との連携について触れさせていただきますしたいと思います。中央集権型から地方分権型へ行政システムが転換し、地域の自己決定、自己責任によってまちのあり方を決めていくという時代になり、自立した地域と存続していくためには、地域課題を掘り起こし、自らが解決し

ていく力を備え、持続的な発展を遂げる必要がありますとなりました。地方分権時代に地方が生き残るためには、地域を担う人材をこれまで以上に育成し、積極的に確保することが求められております。また、多様な時代に対応すべく多様な意見を取り入れるとともに、たくさんの情報や考え方が必要となってきたいると思われま。

そこで、国もいささか古い話になりますが、地域再生本部を設置し、地域の大学を核とした知識、人材の創出という地域活力の好循環の形成を目的とするなど、地域再生の核として大学の存在を重視しました。これまで大学と社会は、隔絶したそれぞれの領域で存在し、大学はそのような環境の中で高度研究機関として存在してきました。少子高齢化の中で大学の存在意義にもかかわる社会変革が起こり、国立大学の法人化などによる私立、国立を問わず大学にも独自の経営戦略が必要となってきたのです。そこで大学は、国の支援プログラムの人材創出、地域社会への貢献に重点を置き、地域貢献を大学存続のための改革の柱として取り組んできたのです。ただし、平成17年あたりからふえてきたのであって、私の知る限り、東京大学や早稲田大学、明治大学などはシビクトラストと連携し、以前から活動しているということをつけ加えておきます。

同時に、これまで物質的豊かさ（土地、体力、財力）を求める社会から、知識、情報を重視する知識社会へと移行し、地域においても物質優先型の大量生産、大量消費の社会構造を転換しなければならぬ環境が整ってまいりました。こうした背景を考えれば、地域と大学が連携し、互いに生き残りをかけ、地域自立に向かっていく流れは至極当然のことで、私は大いに期待するところであります。

全国的に見れば、連携や交流をしている自治体は約半数にも上り、各自治体が若い人たちの考え

や行動に期待していることがわかります。近いところでは、佐井村の長崎大学との連携、風間浦村の同志社大学との交流があります。今包括的連携をしたばかりで、これからのことでしょうか、以上のことを踏まえ質問いたします。

1点目といたしまして、青森中央学院大学との協定に至る経緯と今後の進め方について。

2点目といたしまして、今後において、ほかの大学との協定について市長のお考えをお伺いいたします。

続いて、2点目といたしまして、教育行政について質問いたします。色覚異常は、主に染色体の劣勢遺伝により、男性が4%から6%、女性で0.016%から0.02%に1人の割合であらわれると言われており、色が見分けにくく、赤と緑、赤と黒、ピンクと灰色などの識別に困難を来します。6割以上は軽い症状とはいえ有効な治療法がなく、近視や遠視のような矯正もできません。平成14年に学校保健法が改正され、それまで小学4年生を対象に行われていた色覚検査が、色覚検査することは差別につながるとの声が上がリ、検査の実行義務がなくなりました。任意で検査を行う場合は、保護者の同意が必要とされ、平成15年以降、ほとんどの学校で検査が実施されなくなったとのことです。

日本眼科医会の宮浦徹理事は、検査義務がなくなったことを、検査をやってはいけないと思った先生がいたようだ、検査が実施されなくなったことで教職員の色覚異常への関心が薄れ、平成15年以降に先生になった人では、色覚異常について正しい知識を持たない人も少なからずいると指摘しております。日本眼科医会は、全国の眼科診療所の協力を得て、平成22年度から平成23年度にわたり色覚異常のある941人を対象に聞き取り調査を実施、学校での色覚検査が中止された平成15年以降に小学4年生になった中高生の45%が眼科受診

時まで自分の異常に気づけなかったとのことです。高校生では、7割が進学、就職のための受診で異常を感じたこともなく、高校入学後に検査で異常がわかった、もっと早くわかっているなら進路も違っていたという意見や、海上の仕事につきたいが、受験資格に色覚があった、人と見え方が違うということには気づいてはいたが、支障があるとしたらショックなど、進路が固まった後に異常を指摘され戸惑うケースが多く報告されているとのことです。

日本眼科医会は、学校での色覚に関するトラブルを避け、進路に対応するためにも希望者には小学校の低学年と中学1、2年で検査を実施するのが望ましいとの見解をまとめ、10月に文部科学省に申し入れを行ったとのこと。前段の宮浦徹理事は、自らの異常に気づかないまま現在大学に行っている人も少なくない。就職や実際の就職現場でのトラブルになることも予想されるだけに、検査を受けることを進めたいとコメントしております。

色覚異常があっても日常生活に問題がない人がほとんどですが、正常であることが求められる仕事がございます。飛行機や船舶の操縦士、鉄道の運転士、フグの調理師で、その他求められるわけではありませんが、正常が好ましいと言われているのが毒物及び劇物取締法に定める特定毒物研究者は、色盲の者には許可を与えないこともできるとあり、化学薬品を扱う者や電気工事にかかわる人などもあります。医師に関しては、医師免許の取得には色覚による制限がなかったにもかかわらず検査を課す大学が多く存在しておりました。1993年以降は、全ての国立大学で制限を解除しております。

ここでお断りをしておきますが、「色覚異常」や「色盲」という文言を使っておりますが、余り耳当たりのよい文言ではないと思っております、特に

「色盲」という文言は、用語であります、テレビで使わない文言、すなわち使用をはばかれる文言でありますので、私としては今後極力「色覚困難」という文言で表現していきたいと思っております。

また、余談ではありますが、「障害」という文言も、本来の原語である「障礙」、すなわち仏教用語ですが、本来の形に戻したほうがよいと思う一人でもあります。

さて、話を戻し、子供たちの将来をきちんと見据えるためにも色覚困難について、本人も教育現場も一考を講じ認識すべきと考えております。

以上を踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、学校側から呼びかけ、色覚検査を任意で行うことができないか。

2点目といたしまして、色覚困難で進学等に支障を来した例はないか。教育委員会委員長にお伺いをいたします。

続きまして、3点目の福祉行政について質問いたします。認知症の高齢者が、ことし発表された厚生労働省の研究班の推計によれば462万人と発表され、認知症予備群とされるMCI（軽度認知障害）も含めれば800万人にも上るとわれております。誰もが当事者になり得る可能性がある認知症は、他人事ではないということが数字にあらわれているのではないかと思います。

ご承知のとおり認知症は、病気などで脳が変化し、記憶力や判断力、注意力が低下し、生活に支障が出る状態を言い、原因となる病気は数十種類あると言われております。最も多いとされているのがアルツハイマー型で、記憶障害のほか日時や場所が特定できなくなる見識障害が見られるのが特徴で、次に多いのが脳梗塞などを原因とする脳血管性で、意欲が低下し、感情の抑制が難しくなるなどの特徴があるとされております。その他幻視を見るレビー小体型、同じ行動を繰り返す前頭

側頭型があり、1人の人が複数の種類を持つこともあるそうです。

認知症は、かつては治らないものと言われてきましたが、正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫など治療可能なものも少なくなく、早期の相談、治療、認識が不可欠となってきていると思います。最近では、通院しやすいように物忘れ外来を設ける医療機関もふえてきており、早期の発見に努めるとともに、本人が物忘れや場所の認識困難など自覚症状があらわれ、率先して通院する人もふえてきているとのことです。

そういう背景から、昨今予防や支援の面からMCI、軽度認知障害に関心が集まってきております。それまでは、正常か認知症しかありませんでしたが、その中間という位置づけで認知されており、アルツハイマー予備群とされてはおりますが、この段階からかかわれば、治療や予防が可能になるのではないかと期待もされております。本人はもとより、家族の負担を減らすためにもMCI、軽度認知障害に関心を寄せて取り組んでいくべきと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、当市はMCI、軽度認知障害について、把握または対策をとっているのか。

2点目といたしまして、MCI、軽度認知障害対策に積極的に取り組む考えはないかを市長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域づくりについてのご質問の1点目、青森中央学院大学との協定に至る経緯と今後の進め方についてであります、青森中央学院大学で

は県内外で先進的な取り組みをしている首長を招き、毎年公開講座として市町村長リレートークを開催しており、ことし7月に開催された本年度第1回目の講師に私が招かれ、「ひとつの極みとしての“てっぺん”むつ・下北の挑戦！」と題して当市の特徴的な事業について講演したのがきっかけとなり、先月2日、花田学長においでいただき、市と大学との連携協定を締結するに至ったものであります。

連携協定締結については、大学側の基本方針である地域貢献の一環として、当市との連携事業に取り組もうとする強い思いがあり、また当市としても市外で暮らす若者の目線で地域を見詰めることにより、まちづくりのヒントを得ることができるということに加え、学生と市民の相互交流により人的、知的資源の活用や人材育成などの共通の思いが一致したことによるものであります。

平成25年度は、本格実施に向けての準備段階と位置づけ、10月に事前学習会を当市で開催し、11月の調印式後には学生や市民50名以上が参加して、「下北の明日を考える」という共通のテーマで地域の物産、観光資源、地域ぐるみの教育の3グループに分かれてワークショップを開催したところであり、今月中には2回目のワークショップを開催する予定となっております。

また、教員や学生が必要に応じ、市内において調査研究活動を行うことにもなっております。市内での事前学習会や第1回目のワークショップにおいては、市内の農家の方が最近栽培を始めたアピオスの活用に大学側が関心を示しており、できることなら販売戦略を確立していただき、当市のアピオスがブランド化されることを期待しているものであります。

次に、ご質問の2点目、他の大学との協定についてであります。弘前大学教育学部と市の教育委員会は、平成20年に連携協定を締結しておりま

すが、市としては大学との協定締結は今回が初めてということから、まずは青森中央学院大学との連携事業にしっかり取り組んでいくことが最優先と考えております。第1回目のワークショップのテーマの一つに「よそ者と一緒に取り組む下北の魅力・宝物の発掘活動」とありましたが、インパクトを与えるためにあえて「よそ者」と表現しており、市の外からの見方を取り入れることも重要視しております。

青森中央学院大学には、東南アジア各国からの留学生が100名以上在籍し、今回のワークショップにも韓国、台湾、ベトナム出身の学生が参加しており、国際的な視点からも当市の地域振興策を探っていただけるのではないかと考えております。

また、市の若手職員有志が中心となり、県内の他大学と連携して情報発信、健康及び高齢者福祉をテーマにワークショップを開催するなど意欲的な取り組みも行われておりますし、これまでも東京藝術大学、早稲田大学、千葉大学などとの連携事業が展開されてきておりますことから、今後はこれらの大学も含め、さまざまな切り口からの地域づくりでお互いの目的が合致するものを探りながら、場合によっては連携協定ということも視野に入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、教育行政のご質問につきましては、教育委員会から答弁となります。

次に、福祉行政についてのご質問は、担当部長からのお答えとさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、色覚検査を任意で行うことができないかのご質問にお答えいたしま

す。現在児童・生徒の色覚検査については、議員ご承知のとおり、平成14年度までは小学校1年生、4年生及び中学校1年生の健康診断時に実施しておりましたが、色覚検査で異常と判別される児童・生徒でも、大半は学校生活に支障はないということ、むやみに検査を行うことにより児童・生徒が色覚の異常によって差別、偏見の対象となることを防ぐため、平成15年度から児童・生徒の健康診断から色覚検査の義務がなくなり、現在市内各校では検査が行われていない状況にあります。学校においては、児童・生徒が安全で健康な学校生活を送ることができるよう健康診断、保健調査、健康相談、学級担任等による学校生活の監察などを通じて、教育活動上健康管理面で何らかの配慮を必要とする生徒がいないか把握することとしております。その中で、色覚検査が必要と思われる児童・生徒については、保護者と健康相談を行いながら、保護者の同意のもと、随時色覚検査を行える体制を整え、正確な判断が必要な場合は眼科への受診を進める対応をとることとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、色覚異常で進学等に支障を来した例はないかのご質問ですが、教育委員会ではこれまでそのような事例の報告は受けておりません。しかしながら、色覚異常の程度により資格の取得、職業の選択に制約を受けるケースがあることから、児童・生徒がまず自己の職業適性をしっかり認識することが重要でありますので、今後は児童・生徒、保護者に色覚検査について周知を行い、色覚に不安を感じている児童・生徒が色覚検査を受けやすい環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 福祉行政についてのご質問の1点目、当市のMCI、軽度認知障害の

把握と、または対策、ご質問の2点目、MCI対策への積極的な取り組みにつきましては、関連がございますので、まとめてお答えいたします。

当市において認知症の方がどれくらいいるかは、正確には把握できておりませんが、介護保険認定における要介護認定で日常生活自立度をはかりますが、その日常生活自立度がⅡa以上の方は2,070人ほどおり、65歳以上の人口、むつ市の場合約1万6,500人ですので、その13%程度が認知症と考えられる状態に該当しております。また、国の推計数値25%で計算いたしますと、当市の場合4,000人が認知症またはその予備群ということになります。

認知症は、初期または軽度段階からの対応が大切でありまして、当市では早期発見、早期診断につなげるために認知症サポーター養成講座及び介護予防教室等で認知症のサポート普及活動に努めているところでありますが、厚生労働省におきましても、認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランをスタートさせたばかりでありまして、早期発見、対応における全国的な普及は現在全国14の市及び町でモデル事業として展開している結果を検証し、平成27年度以降の制度化を検討しているとのこととあります。

当市といたしましては、国・県の動向を見ながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画策定の中で組み入れ可能な施策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） それでは、地域づくりからいきたいと思います。

大変前向きな答弁でありありがとうございました。今市長るるご説明があったわけではありますが、さっきも答弁の中で若干あったのですが、一番求めるもの、この大学生に、今企業がかなりこの大学

生と組んで、二、三日前も新聞でやっていましたが、ものづくり、例えばアパートメントハウスの内装ですとか、コンビニの弁当ですとか、いろいろなものが、今企業がかなり乗り出してきています。その企業が求めている大学生に対しての希望というのは発信力だそうです。若者たちが発信をして、例えばツイッターでもフェイスブックでも、そういうふうな発信力をつけてもらって物を量販していきたいと。

一方、自治体はどちらかというと、発想ですとかそういうものにこだわってきていると思うのですが、市長が一番求めるもの、大学生に求めるものというのは発信なのか、発想なのか、行動力なのか、そこら辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大学生に求めるものは発信力なのか、発想なのか、行動力なのかということの、その中の3者から1択せよというふうなことのお尋ねのようでございますけれども、私は3者を期待しております。行動力の場面におきましては、やはり行政が進める部分の行動力、これ行政も行動力をつけていかなければいけないわけでございますので、若干その部分においては、エリアとしては狭まってくるかもわかりませんが、発信力、発想というふうな、この部分については、若い大学生の方々のその力を大いに発揮してほしいし、そして行動力も当然否定するものではありません。この部分については、行動力は行政の部分でのかなり負うところもあるわけでございますので、その部分のさきに述べました発想、発信、この部分を大いに行政も理解をして、三者択一の中では、なかなかこれは進められませんので、私は3つの要素、これを十分理解をして、実のある連携にしていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 全てを求めるということは、私もそのように思います。

よく大学生からいいますと、うちの息子、長男ももう22歳ですので、あるのですけれども、よく年上の方と議論をしますと、ある程度よわいを重ねた方々は経験で物を語ってしまうわけです。若い人は夢で物を語る、そのギャップが出てくることが一番私は懸念をいたします。どうぞ学生たちの限りのない発想や努力、そしてそういう思いをなるべく阻害しないように、できる、できないは、これ二の次でして、大変重宝してやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、3番目、ちょっと飛びますが、MCIのほうも、先ほど平成27年度からの計画の中に盛り込む可能性もあるやに聞きました。うちの祖母も8年間認知症を患ってちょっと入院していたのですが、暴れたりなんかすることなく大変温厚な祖母でした。自分がNHKに出ているという錯覚を起こして、うちの母親が行くと、きょうの出番は何だったとかという話をよくしていたそうです。もう一人のほうは、私が面倒を見たおばあさんなのですが、お金がすぐなくなると。それは、認知症の走りだったのでしょうけれども、それで親戚一同がちょっと大変な騒ぎになりました。私が一応それ管理しに行ったのですが、最後は私が疑われまして、大変な騒ぎになったのがありまして、確かに私は貧乏ですけれども、人のお金に手をつけるほど、まだ困ってはおりませんでしたので、そういう周りの人を巻き込むという認知症の危ういところと申しますか、危険なところがありますので、極力このMCI、なるべく早目に取り組んでいただいて、実施していただきたいと。

これ以上の部分となると、これは下北医療センターのほうの管轄になりますので、それは下北医療センターのほうで一般質問させていただきます

ので、この辺でMCIについては終わりたいですし、またこの後、保健福祉の大家である鎌田ちよ子先生ががつつり来ると思いますので、そちらにお譲りして終わりたいと思います。

2番目の教育行政についてですが、教育長、さつき答弁の中で、一番あれなのは、色覚困難を感じている生徒に行くと言ったのですが、私も実は色覚、私の場合は赤緑といまして、赤と緑なのですが、見えているものが生まれたときからそうなのですから、そもそもそれが当たり前なのですから、ほかと違うということに気がつくまで結構かかるのです。

教育長ご存じのとおり、私は色覚でむつ工業高校を受けまして、大変いい学校で、むつ工業高校はありがたくて、3人ぐらい色覚でひっかかったのですけれども、2人が落ちこちゃいまして、たまたま私が、多分成績がいいものだから受かったと思うのですが、電気科だったものだから、コイルの色がわからないのです。いまだにちょっとくすんだ黄色と明るいオレンジがわからないわけですから。何か異常を感じていると自分からは申告はできないのです。この色だって、僕から見れば濃いオレンジにししか見えないのですけれども、若干の変化ですとかそういうのがあります。信号はちゃんと見えるのですけれども、若干やっぱり自分で危うさを感じます。ただ、差別とか何か言葉が出てきたのですけれども、私は差別されなかったほうなのですが、うちの母親がよくて、都市伝説かわかりませんが、心配するなど、ピカソでもシャガールでもダリでも、ああいう方々は、みんなそういう方だったのだと。そこにはない才能が出てくると母親に慰めてもらいまして、今日に至っているわけでございますが。

生活には余り支障はないのですが、私が求めたいのは任意で、全員にやってもらい、やってもらわないは別なのです。入学時に、実は色覚困難と

かあるといささか職業制限もあるので、どうでしょうと、やる方がいたらやりませんか。授業中に見ているといっても、色覚困難でない先生が見ると、先生もわからないわけです、ちょっとしたのも。黒板に書いた赤いチョークが見えにくいのですとか、青いチョークが見えにくいというのは、角度もあるのですけれども、そういうのもあります。私の場合は、成績がよかったほうですから幸せですけれども、

---

そういう大変なところも出てくるわけです。

ですから、私が今回のこの件で教育長にお願いしたいのは、小学校の入学時もしくは中学のある一定の期間に、教育委員会や学校のほうから遡及して、こういうのもありますから、検査はいかがですかと、こっこのほうからアピールしていただきたい。受ける受けないは、各家庭の勝手です。これは間々ありますので。親御さんも、多分その色覚困難については、把握していない親御さんが多いと思います。男性で出るというのが少なく、女性の場合は因子の中に持っているわけであって、出る人はほとんど少ないですから、その点について、教育長から再度お伺いをいたします。

○議長（山本留義） 佐賀議員、発言に注意してください。

教育長。

○教育長（遠島 進） 今の再質問は、不安があるから受けたいというふうに来なくても、こういう検査がありますから受けませんかというふうなことを勧めてくださいというふうなことだと思いましたが、まさしくそのとおりでと思います。学校においては、保健日よりであるとか、または入学前であれば一日体験入学であるとか、それから各学校、学年で行う懇談会であるとか説明会などで随時そのようなことを周知して、そのことから希望



するというふうな児童については実施をしていき  
たいというふうに思いますし、その際に何よりも  
配慮しなければならないのは、これまでの検査は、  
児童・生徒を一列に並べて、そしてほかの児童が  
見ている前でやっていたと。そういうことのない  
ように、プライバシーに気をつけて実施していき  
たいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。先ほ  
どちょっと調子に乗りまして、発言にちょっと過  
激な部分があったことをおわび申し上げます。

教育長、ありがとうございました。やはり決し  
て自分で好んでなったわけではなくても、ある程  
度の職業制限ですとかは出てくる。これが小・中  
学校のうちはまだいいと思います。高校に行って  
から気づいたりなんかするというのは、大変残念  
なケースが間々見られますので、ぜひともそのう  
ちから、ある意味自覚しているというのは、これ  
は仕方ないことだと思います。そうする中で、自  
分の行く道がある程度方向づけていくことが、親  
御さんも、本人のためにもよいと思いますので、  
よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問  
を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

### ◎発言の取り消し

○議長（山本留義） ただいま佐賀英生議員より、

先ほどの一般質問の一部について取り消しの発言  
があるということでありますので、許可いたしま  
す。8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 先ほどの一般質問再質問の中  
で、私自身の中で不適切な表現がございました。  
ここで皆様方に陳謝し、おわびしたいと思います。

議長におかれましては、その部分につきまして、  
削除をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本留義） 議長において、後日適正に処  
理いたします。

### ◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求  
めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 市誠クラブの9番東健而であ  
ります。むつ市議会第218回定例会を迎え、通告  
どおり一般質問を行います。

はや12月、歴史を利用した観光産業の活性化を  
目指して、2回にわたりこの議場で質問してきま  
した大河ドラマ「八重の桜」も間もなく終わりを  
迎えます。このドラマを通し、遠くなっていた明  
治時代の本市の歴史が相当呼び覚まされたのでは  
ないかと感じています。映像に映る本市と深いか  
かわりのある会津藩の歴史が、主人公の八重の境  
遇を通してどのようなものだったのか、ごらんにな  
った方々は斗南藩の成立過程や廃藩置県による  
消滅、藩士たちの境遇をおぼろげながらかいま見  
たのではないのでしょうか。私たちが子供のころ、  
まだ明治や大正に生まれた人々が多く存在してい  
ました。そして、周りにも会津藩士と家庭を持っ  
た、その子孫がおりました。しかし、今では子孫  
は子孫を残し、そこに溶け込み、昔のことはすっ  
かり忘れられ、語られることもなくなりました。  
今昭和64年から平成に入り、既に25年の歳月が流

れました。明治ばかりではなく、昭和もどんどん遠くなりつつあります。昭和生まれの私たちも、やがて忘れ去られる運命にあります。

さて、今回は同じ歴史の問題として、中世のころ会津藩士たちと同じような境遇をたどった甲州南部氏の運命的な流れを紹介しながら、解決されていない蛸崎城跡の発掘調査について、再び質問させていただきます。発掘調査については、むつ市議会第212回定例会でも質問していますので、なるべく重複しないように質問いたしますが、核心部分が同じでございますので、繰り返しになる部分もあると思います。ご容赦のほどをお願いしておきます。

表題の1項目めであります蛸崎城の発掘調査の必要性についてお尋ねいたします。下北半島一帯は、明治時代に領地を没収されるまで南部藩の領地でした。私が不思議に思ったのは、甲州にあった南部氏が、どうしても南部藩として今の盛岡にあったのかということでした。いろいろな歴史書を総合すると、さまざまなことが書かれていますが、鎌倉時代、源頼朝に従軍し、数々の軍功を立てた南部氏の祖光行は、頼朝から甲州、信州、武州を下賜され、そして平泉の藤原攻めで劇的な活躍をし、奥州の広大な土地を恩賞としていただくこととなります。これが南部氏の奥州地方との関連性であります。

では、その南部氏がなぜ生誕地の甲州を離れ、奥北の地、八戸に来たのでしょうか。南北朝時代になり、南部氏は南朝の家臣になりました。その南朝が衰退、滅亡し、政権が北朝に移ります。そのとき政治は混乱し、足利幕府は弱体化し、領地をめぐる山名宗全との戦いが勃発します。南部氏は山名側につきますが、戦いに敗れ領地を没収されてしまいます。行き場を失った南部氏は、奥北の地へ向かいます。ここが会津藩士たちと同じ部分であります。足利方では、追討する構えを見せ

ます。しかし、執事、軍師ですが、細川勝元は北へ向かうことを黙認します。八戸に着いた南部氏は、方々に散らばっている家臣たちをまとめ、背水の陣をしいて待ち構えます。しかし、追討軍は来ませんでした。戦いで数十万の大軍を動かすには、膨大な資金と食料が必要で、幕府ではそれを集める力がありませんでした。それが追討断念の理由でした。それ以来南部氏は、この地に定着することになります。これが南部氏が八戸に来て、岩手以北の土地を支配し、定住することになった理由であります。境遇も心境も会津から旧南部藩の領地へ移動させられた会津藩士たちと同じだったと思います。唯一違うのは、廃藩置県により斗南藩が消滅し、藩士たちはばらばらになり、窮乏生活を強いられたことであります。

以上、かいつまんで会津藩士たちと南部氏の奥北への移動を紹介いたしました。『太平記』や学説では、南部氏と家来の蛸崎方の戦いが定説となっています。発掘場所が本物だとすると、国指定の重要文化財になる可能性があります。これが私が今まで蛸崎城にこだわってきた理由であります。今回は、川内地区の市民も耳を傾けてエフエムアジュールを聞いています。対応について、より踏み込んだ明快なご答弁を望むものであります。

それでは、質問の1点目であります発掘調査が進まない理由についてお伺いいたします。過日財政課から並々ならぬ依命通達がなされました。節約や無駄を省き財政を切り詰めることは、私も異存がありません。しかし、発掘調査については追い求めてきた歴史の重要性を考えて、どのような事情があろうとも進めるべき事項であります。柱穴跡が発見されてから、既に8年が流れ去りました。その間、ただ時間だけが無駄に経過しているように感じますが、発掘調査に取り組む姿勢が全く見えません。むつ市議会第212回定例会の一般

質問で教育長は、見通しについて、文化財事務事業の拡大により蛸崎城発掘調査には取りかかれなかった、また「今後の事務事業の進捗状況等を勘案し、市文化財保護行政全体の計画の中で取り組んでいかなければならないものと考えております」と答えています。理由をつけた事実上の先延ばしと受けとめざるを得ません。

私は、蛸崎城の発掘調査のために前市長と教育長に本市にいない学芸員の採用を求めましたが、どうしてか、2人の採用がなかった後も調査を避けているように感じられてなりません。別の文化財の保護のために優先順位をほごにし、後回しにされているように感じますが、どうしてでしょうか。本来の当初の目的を最優先に実行するべきであります。何が調査の進まない原因となっているのか、はっきりした理由をご説明いただきたい。

2点目であります。調査の予算化について。最近になり大型投資が動き始めています。北の防人には13億5,000万円が計上されて、発掘調査には予算がないでは済まされない事例であります。歴史を軽んじているような印象を受けているのは私だけではありません。歴史的な裏づけは調査過程でもいいと思います。城郭の規模がどこまで伸びているのか、どのくらいの予算がかかるのか、発掘調査を試みなければわかりませんが、概要を知るためにも予算を少しずつでも計上していただき、早急な調査継続を目指すべきだと思いますが、予算計上については市長の裁量であります。ご見解をお伺いいたします。

3点目、蛸崎城の学術的意義と価値観についてであります。私は、県のモニターをやっていたとき、県に相談しましたが、県教委では、その重要性を認め、七戸町の学芸員の小山彦逸氏を派遣してくれました。そしてようやく錦帯城の山城の概要が明らかになりました。その後平成16年9月に本体の蛸崎城の探索が再び行われました。小山氏

に再度来てもらい、町職員と3人で蛸崎の山の中を探索に歩きました。合併になり、平成17年、前市長と教育長に再三要望し、おかげで調査が認められ、9カ所のトレンチが決められました。その結果、最後の9カ所目、最後にそれらしき跡が発見されました。夕方の発掘終了間際には大粒のあられが降り、あらわれた柱穴跡を包み隠すように周りは真っ白になったことを覚えています。新聞記者や知識人も駆けつけ、北海道からも松前藩の祖蛸崎氏の研究をしている歴史学者が調査の様子を見学に来て、発見を大変喜んでいただきました。私は、今後の調査が早まるものと思っていました。しかし、それから市長、教育長がかわり、調査が忘れられたかのように滞っています。私の質問が疎んじられているように感じられてなりません。教育委員会では蛸崎城の学術的意義と価値観についてどのように考えているのでしょうか。

4点目、地元民の切実な期待をどのように捉えているか。蛸崎城の歴史を知ることはむつ市全体の過去と、旧川内町の過去を知ることにつながります。現在本市の中世史は空白であります。発掘調査には、旧川内町の調査から発掘作業に従事してきた人たちもいます。地元の人たちの中には、木々の伐採やトレンチを決めるときの用地交渉に当たってくれた人もおり、またそれらは全て無償でやってくれました。その人たちは、柱穴跡が発見され、せっかく足がかりができたのに、なぜ発掘調査にかからないのかと疑心暗鬼になっていきます。市民に夢を与えるべきであります。発掘調査は、地元蛸崎の人たちも首を長くして待ち望んでいます。早急に調査に取りかかり、地元民の期待に応えていただきたい。それとも期待に応える必要がないとお考えでしょうか。市民の調査待望の声をどのように受けとめるか伺います。

5点目、今後の発掘調査の予定についてであります。平成24年6月定例会で蛸崎城の発掘調査に

ついて質問いたしました。新しい学芸員に対する配慮のためか、歴史的な裏づけが乏しいのか、その後の取り組みに対する姿勢が一向に見えてきません。蛸崎城は、今眠っています。しかし、発掘調査を待っています。前にも申しましたが、今のところどの程度の規模か、どのような形をしていたか、どの方向を向いていたかさえわかっていません。現在発掘調査に対する計画はあるのか、構想はどのようになっているのか、今後の発掘調査予定はどのようになっているか伺います。

6点目、調査の体制づくりについてであります。学芸員は、平成23年と平成24年に1人ずつ採用したことをご答弁されました。それから大分時間が経過いたしました。そろそろ学芸員ばかりではなく、本市の文化財審議委員や郷土史家、歴史家、知識人などと相談し、調査にかかってもいいのではないかと思います。体制づくりについてどのように考えているか伺います。

7点目、発掘調査を民間に委託できないかということであります。発掘調査がこれ以上先送りされるのであれば、蛸崎地区の有志たちは県に伺いを立て、募金活動を行い、民間で学芸員を県に要請し、独自に発掘調査をやろうと考えている人たちがいます。発掘調査を民間に委託することができないのでしょうか。行政がノータッチでも、それが可能かどうか伺います。

8点目でございます。継続調査に小山彦逸氏の招聘をとということでございます。小山氏の歴史的眼力は鋭く、平成15年に調査に入っただけで山城の概要を図面に落としとして配布していただきました。私は、これが戦いを想定した錦帯城の概要なのかと非常に驚きました。それから、町ではもう一度調査をしましたが、合併し、当時の杉山前市長のとき、ようやく調査要望が認められ、平成17年11月に再度小山氏に発掘調査に来ていただき、9つ目の最終発掘で黒土が入った穴跡が見つかりまし

た。私は、やっと探し当てたと喜びました。しかし、それから先に進むこともなく8年の歳月が瞬く間に流れ去りました。今では、小山氏は身軽になったと思います。もし教育委員会で連絡をとれず二の足を踏んでいるのであれば、私がかけて調査の続行をお願いしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

小山氏は、蛸崎城や順法寺城ばかりではなく、津軽地方の城のことにも詳しく、さまざまな本を書いています。また、柱穴跡が見つかったとき、旧川内町史の監修をした本県歴史界の重鎮、盛田稔先生に蛸崎に来ていただきました。大変喜んでくれました。今青森大学の理事長をし、先生はまだご存命と伺っています。きっと発掘調査の継続を待っているのではないのでしょうか。最初から蛸崎城の調査にかかわった七戸町の小山氏を今後の調査に継続して加えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2項目め、災害発生時の緊急避難計画についてであります。1点目、災害時の現計画は機能するかの検証について。この問題は、むつ市議会第210回定例会でかいつまんで質問していますが、どうも避難計画に無理があるように感じます。そこで、どこに無理があるのかという点と、さまざまな場所で膨れ上がる防災ニーズに対する取り組みについて、角度を変えて質問させていただきます。

本市では、原発の最悪の災害が発生した場合、船で青森市へ避難する協定が結ばれているということですが、青森市までは相当な時間を要します。このことは、十分考えていただいていると思いますが、本市の人口は市部だけではありません。津軽海峡沿いの大畑もあります。大畑は、北海道へ避難することになるとしても、自衛艦をどのように利用するのか。また、約5万人の市部の人たちの避難となると、全員の避難は時間的に到底不可

能であります。それを想定した避難対策になっているか、緊急時どれくらいの艦艇を利用できるのか、自衛艦はどこにいるかわからないのではないのか、どのようにして市民を集め、どこで艦艇へ収容するのか、収容した人たちを乗せていけば、その艦が再び帰って人を乗船させるまで混雑する待機者の収容施設は考えているのか、逼迫する市民の不安に対するケアは想定しているか、衣食住はどうするのか、災害弱者をどのようにして乗船させるのか、計画はどこまで考えているのかお伺いいたします。

また、対岸へは比較的短時間で行けます。どうして対岸の外ヶ浜町と協定を結ばないのか。また天候や風向きによって避難する場所を変えなければならぬこともあります。湾内は遠浅になっていて、自衛艦は陸地に近づけません。艦まで人を陸地から小船で輸送しなければなりません、相当遠くまで往復しなければなりません。ヘリや艦艇と協定を締結したからといって、どのくらいの人たちを運べるのか、乗船に時間がかかり過ぎないか、想定どおりに計画が進むと考えているのかどうか、大湊港や大平岸壁だけが避難の乗船場所に指定されているようですが、陸奥湾の海岸側からの西通り地区の避難はどうするのか、連絡体制はどのようになっているか、艦艇1隻当たりの収容人員はどのくらいを想定しているか、緊急時機能が麻痺することがないか、計画をつくったからといって安心していないか、パフォーマンスだけに終わらないかどうか、疑問点を羅列いたしましたが、緊急災害発生時の避難計画についてどのように考えているか、再度お伺いいたします。

2点目、漁労用船舶との連携についてであります。重大な災害が発生した場合、青森市への避難を想定しているようですが、人員を運搬する場合、自衛艦ばかりでは無理があります。漁労用の漁船の動員も考えに置く必要があると思いま

す。運搬時の協定とそれにかかわるジャケットの手配、衣類や食料の調達も考えなければならないと思います。対策はどのようになっているのか。いざというときには、陸奥湾全体の漁船の動員も考える必要がありますが、漁船が所属している漁協と漁師の方々との協定や緊急時の連絡体制はどのようになっているのか伺います。

3点目、地域の災害弱者をどのように避難させるかということでございます。災害弱者と言われている人たちの中には、赤ちゃんを抱えたお母さん方や、また学校に行っていない子供たちも含まれると思いますが、お年寄りや障害を持っている人たちも含まれ、いざというときに避難が難しい人たちのことを指すのだと思います。私は、合併以来、気候の変動による災害がこんなにも問題視されるようになるとは全く考えておりませんでした。最近年々被害が大きさを増し、拡大しているように感じています。温暖化で毎年のように海水が上昇しています。災害がどこで発生するか、いつ、何が起こるかわかりません。本市でも2年前の大雪による災害で大変な思いをしたのもつかの間、ことしに入っても伊豆大島の土石流による災害や秋田県由利本荘市の大雨被害、フィリピンでの台風と津波が混じったような高潮による災害が発生しています。ことしも我が国では各地で異常な暑さが続き、台風による大雨被害や竜巻など、他人事と思えないような災害が発生しました。気象台の長期予報では、今冬は一昨年2月のよう大雪になるとの報道がなされています。本市も高齢化率が高くなり、足腰の弱い人たちや手押し車を使って移動している人たちも随分見かけられるようになってきました。ふだんはどうか家族や近所の人たちとの共助に助けられて暮らしていますが、緊急事態が発生したときなどはパニックになり、自力で避難所に行けない人たちが多くなっているのではないかと思います。健康な

人や若者たちが、この人たちの近くにいつもいるとは限りません。本市では、この災害弱者と言われる人たちの避難対策を全く考えていないように思いますが、どこへ、どのようにして避難させるおつもりでしょうか。このような人たちのための避難計画があるか、あったらお知らせいただきたいと思ひます。

4点目、災害弱者の災害に対する事前準備についてであります。本市では、伊豆大島や由利本荘市のような大規模な土砂崩れはないかもしれませんが、いろんな災害の可能性があると思ひます。前もって災害や事故を想定したいろんな準備が必要ですが、本市の緊急時の弱者に対する事前準備はどのようになっているかお伺ひいたします。

5点目、避難場所と備えについて、住民や災害弱者に周知されているか。災害は忘れたころにやってくるという言葉があります。緊急時には、いち早く自分の命を守るのが大切ですが、同時にどこへ避難するか、その場所の確保と避難後の備えがどうなっているかということも気がかりであります。一番問題になるのが避難するときに災害弱者と言われる人たちが順調に避難場所にたどり着くことができるかということでもあります。緊急時は、はってでも逃げなければなりません。避難場所の周知も必要です。災害弱者や地域住民に対する緊急時の避難所と誘導路について、地域の細部にまで周知徹底されているか。

6点目、災害弱者との災害時の連携体制についてであります。自然は侮ってはならないと思ひますが、突発的な災害が発生した場合の行政職員や地域の消防団などとの連携はどのようになっているか。道路などが寸断された場合、行政の思惑どおりにいかないときがあります。東日本大震災のときのようなお手上げな姿勢は避けなければなりません。付近住民の災害弱者の把握と連絡や誘導方法、連携体制はどのようになっているか。

7点目、災害弱者を含む地域住民と連携した避難訓練について。行政側では、毎年場所を変えて避難訓練をしていますが、市民を対象にした訓練になっていないような気がいたします。毎年偉い人たちばかりを集めて訓練していますが、行政側だけのパフォーマンスだとやゆする市民もおりますが、このことについてどのように思ひるか。地域住民を巻き込んだ避難訓練になっていないと思ひますが、住民に押しつけにならない災害弱者の自立を促すような訓練も必要だと思ひます。このような訓練を考えているのかどうかお伺ひいたします。

以上、2項目の質問について、前向きなご所見を期待し、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、蛸崎城の発掘調査の必要性について、ご質問の2点目、調査の予算化についてお答えいたします。議員ご承知のとおり、事務事業の予算計上につきましては、各部局において予算要求がなされ、予算編成方針に基づき必要性、緊急性、妥当性、有効性、効率性、類似性等々の観点から、財政担当者とのヒアリング、財政課長査定、財務部長査定を経て、私と副市長による査定を行い、総合的な視点に立って最終的に予算計上するか否かを判断することとしております。また、市に対しましては、市民の方々や議員各位からも数多くのご要望が参っておりますが、厳しい財政状況下におきましては、この全てにお応えすることは現実的に不可能であります。いずれにいたしましても、議員ご質問の蛸崎城の発掘調査に係る予算化につきましては、教育委員会の意向を踏まえながら、予算要求全体の中で判断していくこととなり、現時点ではお約束することはできないものであり

ますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の1点目及び3点目から8点目につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、災害発生時の緊急避難計画についての1点目、災害時の現計画は機能するのかの検証についてであります。

まず、ご質問の中にごございました「災害弱者」という言葉につきましては、防災行政上では「災害時要援護者」となっておりますので、答弁は「災害時要援護者」という表現を使わせていただきますことをご承願します。

東通原子力発電所の事故を想定した広域避難先は、津波の影響や避難所の収容人員を考慮し、当市と東通村は青森市、横浜町と六ヶ所村は弘前市と広域避難に係る県と市町村等の協議の中で定められております。また、広域避難に係る関係市町村相互の協定につきましては、被災者の一時収容のための施設の提供などについて、青森県内全市町村で締結している大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定を生かすのかどうか、また避難した際の食料等の物資に関する取り決めなどをすべきかどうかを現在県を中心に関係市町村の間で協議中であります。

広域避難に係る計画は、国のアドバイスを受けながら、県主導のもと作成に着手しているところですが、現在県が陸路で避難した場合のシミュレーションを作成中であることから、それに基づき陸路での避難計画を作成してまいりたいと考えております。

当市の避難計画の基本となる避難対象人員は、東通原子力発電所から半径30キロ圏内の約5万3,000人となっておりますが、原子力災害においては、まず自宅等の屋内退避を初動とし、その後原子力発電所から放出される放射線の量によって近くのコンクリート建屋へ段階的に退避または避難となります。さらに、避難区域が拡大された

場合に、町内単位ごとに広域避難ということになりますが、その場合、近くの指定避難場所に集合していただき、バス等によって青森市へ避難することとしており、段階的な避難となりますので、一度に5万3,000人の避難とはならないものと考えております。

また、通行規制等により陸路が遮断され、下北半島が孤立化した場合を想定して考えております。海路避難につきましては、今後策定されます計画に必須項目として加えられますことから、市の総合防災訓練において各地域の主要な港から避難できるかどうかの検証も含め、海上自衛隊の協力のもと、水深に見合った船舶の選択や乗船方法を考えながら訓練を実施しているところであり、万一海路避難となった場合は、陸路での避難と同様に集合場所からバス等により、できる限り避難地域から近い港を選択して避難させることを考えております。現在海上自衛隊大湊地方隊所属の艦船の輸送能力は、市民等を対象に行う体験航海時の参加者の最大乗船可能人数をもとにした計算では約4,000人と推計しており、海路避難の際には重要な役割を果たしてくれるものと考えております。

今後も広域避難のあり方につきましては、国・県、関係市町村を初め自衛隊、海上保安部などの防災関係機関とともに地域の実情を考慮した避難方法を研究検討してまいります。

次に、漁船との連携についてであります。議員ご提案の漁船の活用ということにつきましては、去る11月16日、北陸電力滋賀原子力発電所1号機で事故が発生したとの想定で行われた原子力防災訓練において、漁船を使用した住民避難訓練を実施しております。この訓練においては、参加した住民から、漁船は天候に左右されやすく、海が荒れれば心配だとの声もあったようで、実際昨年荒天のため訓練が中止になったと伺っております。また、漁船が大量輸送になじむのかという

点や、輸送の際の安全性が確保できるのかというような課題もありますので、漁船を活用した避難につきましては、今後研究していく必要があろうかと考えております。

次に、ご質問の3点目から6点目までは、災害時要援護者についての対策に関するご質問でありますので、まとめてお答えいたします。

災害時要援護者の方々の避難対策については、むつ市災害時要援護者避難支援全体計画を作成し、要援護者を適切に避難させる支援対策の基本的な考え方や進め方を明らかにしております。具体的には、対象者となる災害時要援護者にご自身の情報や災害時に受けたい支援などをあらかじめ台帳に登録していただき、平常時から消防等の防災関係機関や町内会、民生委員などの支援者へ情報提供することにより、要援護者への災害時における情報の伝達、安否確認、さらにはその後の対応が迅速かつ的確に行えるようにするものであります。現在は、自らの意思をもって登録する手挙げ方式をとっておりますことから、未登録の方が多数おられる状況にあります。本年6月の災害対策基本法の一部改正により、要援護者のうち災害時に自ら避難することが困難な者全員の名簿を整備することが義務づけられましたことから、まずはその名簿を整備することとしております。実際に災害が発生した場合に備え、支援者や消防関係などの支援機関が要援護者を安全な場所へ避難させる初動活動に役立てていただけるよう関係機関に情報提供するとともに、総合防災訓練などさまざまな場面を通じて連携を密にし、緊急時の連絡網や支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、避難所、避難場所の周知については、全戸配布しております防災ハザードマップやむつ市民便利帳に加え、ホームページへの掲載により周知しており、災害時には開設した避難所の情報を

防災行政用無線、広報車、防災メール、エリアメールなどあらゆる手段によって周知することとしております。しかしながら、せっかく配布しても十分に目を通してもらえなかったりする場合がありますので、民生委員などの支援による周知も必要なものと思っております。

次に、7点目、災害時要援護者を含む地域住民と連携した避難訓練についてであります。市では毎年総合防災訓練を実施しておりますが、訓練は防災関係機関、医療機関、民間団体、ボランティア団体、そして地域住民が一体となった訓練でなければ意義がないものと認識しております。今年度は、川内地区で実施いたしましたが、地域住民の参加を各町内会にお願いしたところ、11町内会141名の方々に海路避難を含めた避難誘導訓練、仮設給水所設置訓練、初期消火訓練、避難所開設運営訓練へ参加していただき、避難方法などの体験をしていただいております。このうち「避難・避難誘導訓練」では、民生委員や消防団などによる災害時要援護者の安否確認や自力避難困難者の支援などを取り入れたほか、エビナ保育園とあたご幼稚園にあっては、園児が直接避難所まで避難する訓練も実施しております。

今後もこれまでの防災訓練の検証を重ねながら、多くの地域住民が参加し、実践的な訓練となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の蛸崎城の発掘調査の必要性についてのご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、発掘調査の進まない理由について、3点目の蛸崎城の学術的意義と価値観について及び5点目の今後の発掘調査の予定については関連がございますので、あわせてお答えいたします。



議員ご承知のとおり、現在市内には確認されているものだけで181カ所の遺跡が点在しております。そのうち何らかの形で発掘調査が行われた遺跡は46カ所となっており、今後保存保護の観点から、早期の調査が必要と思われる遺跡は35カ所程度と見込んでおります。これらの遺跡につきましては、各方面から調査の依頼が寄せられておりますが、通常は文化財保護の観点から、通年遺跡パトロールを行い保存状態を把握するとともに、盗掘防止等に努めておりますほか、開発行為に伴う緊急の発掘調査も行っているところであります。

これとは別に、遺跡の学術調査を行う場合、その場所選定に当たっては、緊急性、重要性及びこれまでの調査結果など十分な事前調査をもとに決定することとしておりますが、特に学術調査の場合は綿密な事前調査や発掘計画を立てたうえで学芸員の指導のもと実施されるもので、その調査項目も多岐にわたりますことから、おのずとその予算規模も拡大し、財源の確保という点では非常に高いハードルとなっております。

ご指摘の蛸崎城遺跡につきましては、平成16年度と平成17年度の2年度において発掘調査が行われておりますほか、旧川内町での縄張り調査を含めると、4年度にわたる学術調査が行われており、調査ごとに報告書がまとめられております。

この調査報告書によりますと、平成16年度の調査では、城の構造を知るうえでの手がかりとなる明確な痕跡は確認できませんでした。また、平成17年度の調査では、発掘調査面積を663平方メートルに拡大し、当初調査地点として想定した政庁空間、いわゆる城主が政務をつかさどる場所の痕跡は確認できなかったものの、七面山の下では中世段階と思われる柱穴が確認されております。

既に発掘現場は埋め戻され、その痕跡は保護されている状態にあります。また、蛸崎城については、本市の歴史研究全体の中で近隣に位置する上野平

遺跡や川内本町近くの鞍越遺跡、そして小沢出土古銭などととも中世の西通りを捉える一つのポイントとして、また南部氏とのかかわりなどにおいても重要な遺跡であると認識しております。教育委員会といたしましては、これまでの調査により蛸崎城にかかわりがあると思われる痕跡が確認されたことで一定の成果があったものと考えております。

今後の発掘調査の見通しでございますが、事務事業の進捗状況を勘案し、市文化財保護行政全体の計画の中で取り組んでいかなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、地元住民の切実な期待をどのように捉えているのか、さらに6点目の調査の体制づくりについて、あわせてお答えいたします。

これまでの調査は、蛸崎地区を初めとした旧川内町民の熱い思いがその実現への原動力となり、また調査においても地元有志の方々のご努力によるところが大きいと伺っております。現在も地区の皆さんがその一部を除草するなど、地区の皆さんの歴史に対する誇り、蛸崎城に対する思いは文化財保護行政を担う立場にあるものの長として、心から敬意を表するところであります。当教育委員会では、発掘調査を行うに当たって、市内の遺跡全体の中で順序立てを行い、計画的な調査体制を整えていくことが歴史研究の観点から大事なことと考えております。

次に、ご質問の7点目の発掘調査を民間に委託できないか、さらに8点目の継続調査に小山彦逸氏の招聘をについて、あわせてお答えいたします。発掘調査は、学芸員の指導のもとに行われ、調査報告書作成等の一連の流れが数年に及ぶことも多々あります。このため蛸崎城に限らず発掘調査全体を民間に委託することは現段階では考えており

ません。ただ、調査の実施段階において測量など作業の一部を民間へ委託することは十分考えられるものと思っております。

また、民間独自の発掘調査ではありますが、学術調査であれば、制度上はできることになっております。ただし、現在は発掘調査の体制が整備されている大学等の研究機関のみが発掘調査を行っているのが現状であります。発掘調査は、地権者、周囲の方々のご理解、ご協力のもとで、さらには市文化財保護審議会を初め専門家のご意見は不可欠なものと考えておりますことから、発掘調査に当たっては必要に応じて専門家の招聘もあり得るものと考えております。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ただいまご答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

答弁を聞いた限りでは、前回の質問と大体同じような答弁の内容と受けとめました。私は、この学芸員の採用につきまして、とにかく蛸崎城の発掘調査を優先的にしていただきたいということで学芸員を要望してまいりました。それが時代がちよっと流れて市長が変わりまして、全然進まない。これにつきましても、全くがっかりしたわけがあります。この予算もつきまとう、それから大学とかいろんな人たちの考え方も取り入れてやらなければだめだということはわかりますけれども、では蛸崎城の発掘調査をやってきた今までの経緯というのは教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。私は、小山先生を主導でやってきた、そして戦争を想定した錦帯城というのをこの目で確かめて、あの山の裏側に切岸とか虎口とか、いろんな戦争に備えた場所があったわけです。こういうふうなもの発見だけでも私は大変驚いたわけでありまして、こういうふうな前例を踏まえて私は学芸員の採用をお願いしてきたわけがあります。この点につきまして、現教育委員会で

は、また先送りと。やる気がないと受けとめましたけれども、この点について、教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 学芸員の採用をしても発掘が進まないのはどういうわけかというようなご質問かと思いますが、市教育委員会が行います学術、正式には学術発掘調査と申しますが、この目的はおおむね石器時代から中世といった約2万年を範囲として、むつ市を中心とした地域の成り立ちや、そこに住む人たちがどのような営みをしてきたかということについて調査研究、そして解明、保存ということを目的としております。

現在までに市内では約46カ所の遺跡について、何らかの形で発掘調査が行われてまいりました。しかし、この調査はこの2万年に及ぶ歴史から比べればほんの一瞬の出来事に接した程度というものでございまして、これから先の調査は、今把握している遺跡だけをとってみましても、膨大な年月と労力が必要となるものと思っております。

学芸員を採用して3年になりますが、現在は2名の学芸員の体制で、これまでに発見された資料や遺物の整理、分析といった専門業務を中心とした作業に取り組んでいるといった状況にあります。この作業は、地味な作業の繰り返しでございまして、かなりの時間と歳月を要するわけでございまして、文化財の保護行政を行ううえでは最も基本となるものでございまして、建物に例えますと、土台となるものでございまして、次のステップである学術発掘調査に取り組むうえで前提となる重要な作業であると認識をしております。したがって、学芸員の採用が必ずしもただちに学術発掘調査に結びつくというのではなく、これまでも申し上げてまいりましたとおり、学術発掘調査につきましては、蛸崎城遺跡に限らず、今後の事務事業の進捗を勘案して、市の文化財保護行

政全体の中で長期的な視野に立った取り組みをしていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 長期的な展望に立って調査していかなければならないということはわかりますけれども、この学芸員の採用に対しましては、私が必要だからということで、蛸崎城の発掘調査が必要だからということで要望してきたわけでありまして、この点につきまして、どうも避けているような感じ、私の要望を避けているような感じを受けましたけれども、結局はその先の見通しは立たないということで解釈してよろしいでしょうか。

それから、マスコミ報道などで市史の編さんをやるということを知っていますけれども、先ほども質問の中でも申し述べましたけれども、本市の中世史というのは空白ということになっています。そのことはご理解いただいているものと思えますけれども、この蛸崎城の問題は中世史の歴史なわけでありまして、このことを私はずっと追いかけて、このままの状態の中世史を空白にしておくわけにはいかないというような思いで県のほうにお伺いを立てたり、前市長をお願いしたりしてまいったわけでございますけれども、この点につきまして、この本市の中世史、市史編さん、この部分で、また同じように空白を再度送っていくといえますか、そのままの状態一言もつけ加えることもなく送っていくつもりでしょうか。そこら辺をお願いします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） まず1つ目は、発掘の見通しは立たないということかというお尋ねについてでございますが、先ほどの教育長答弁の中で、全体計画の中で重要なポイントであるというふうに申し上げておまして、決して発掘を否定するというものではございませんで、例えば開発等に

より緊急の調査というのもあり得るわけですし、またその緊急の調査によって何か歴史的なものが出土したということになれば、またこれは改めてこの緊急度という意味では蛸崎城の調査が進んでいかなければならないということにもなるわけでございますので、決してここでは調査を否定しているということではございません。

次の中世史の空白についてでございますが、この部分につきましては、先ほども教育長が答弁いたしましたとおり、蛸崎城の遺跡については、西通り地区におきましても、これは中世史とは若干ずれがあるかもしれませんが、また南部氏とのかかわりにおいても非常に重要なポイントであるということは、これは教育委員会といたしましても、認識しておるわけでございますので、それが市史編さんと結びつくかどうか、直接的にこれは教育委員会の所管ではございませんが、それはそれでそういう市史編さんに結びつくような史実が確認できた場合には、その空白ということではなく、その辺は埋まってくることになるのだらうと思いますが、現在の段階ではそのような状況にはございませんということでありまして。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ご答弁いただきましたけれども、残念ながら、これで私は蛸崎城に対しての質問をすることがないと思います。ぜひこの蛸崎城の発掘調査、これは私がこだわってきたのは、私自身は余り歴史にのみ込まれるようなところまでやろうとしていませんでしたけれども、つつい蛸崎城という名前を聞いてから、いろんな歴史家とか、旧川内町の教育委員会の方々とお話ししながら、この蛸崎城は旧川内町にとって最大の歴史なのだよというようなことでずっとやってきたわけです。ですので、私がこれ以上追及しても、先に進むか進まないかはわかりませんので、これで

やめておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後3時20分まで暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議時間の延長

○議長（山本留義） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

### ◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。本日最後の登壇となり、皆様大変お疲れと存じますが、おつき合いをよろしく願いいたします。

むつ市議会第218回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに教育委員会委員長、理事者におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の1は、高齢者施策について、認知症施策推進5か年計画、オレンジプランについてお伺いいたします。厚生労働省は、認知症施策検討プロジェクトチームを設置し、平成24年6月19日に取りまとめた今後の認知症施策の方向性について、8月24日に公表した認知症高齢者数の将来推計などに基づき、平成25年度から平成29年度までの認

知症施策推進5か年計画、オレンジプランを策定しました。厚生労働省研究班では、2009年から2012年度に愛知県大府市、茨城県つくば市、佐賀県伊万里市など全国8市町村で、本人への面接や家族への聞き取りなどに加え、医師が診断を行って、計5,386人分のデータを分析、認知症の人の割合である有病率を調査し、有病率は年代別に見ますと、74歳までは10%以下でしたが、85歳以上では40%超となり、またほとんどの年代で女性の方が高くなっていました。

オレンジプランでは、認知症になっても、住みなれた地域で生活を継続するために医療、介護、生活支援全般にわたるサービスを連携し、認知症の方への支援を行うことが重要とされております。本市で進める今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、認知症ケアパスについてお伺いいたします。認知症施策推進5か年計画、オレンジプランにおいて、標準的な認知症ケアパスの作成、普及について、平成25年度から平成26年度、各市町村において作成を推進することとしています。本市の現状についてお示してください。

次に、成年後見制度についてお伺いいたします。認知症の高齢者や精神、知的の障害により判断能力が十分でない方が不利益をこうむらないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人をつけていただく制度です。この制度は、平成12年度からスタートしました。この制度を知らない、後見人となる家族がいない、申し立ての費用や報酬の支払いなど金銭的な問題などが課題として上げられ、そこで利用促進のための広報、普及活動と申し立ての経費等の助成を行う成年後見制度利用支援事業が創設されました。

本市は、2008年、県内で初めて市民後見人養成講座を開き、全国でも先進的な取り組みとして報道されました。当初は、この支援事業を導入する

自治体が少なく、私は平成22年6月定例会の一般質問において成年後見制度を取り上げ、広報、普及をと要望しました。しかし、制度周知につきましては、まだまだ不足していると感じております。

成年後見制度は、社会的な弱者を守る重要な制度ですが、さまざまな課題も指摘されています。その1つとして、成年後見人が財産を横領する事件が発生していることです。後見人は、本人の財産を適切に維持管理する義務を負っています。2つ目は、後見人の人材不足です。少子化などの影響で親族による後見人は減少しています。一方で、弁護士など専門家の数も限られています。認知症など支援対象者が約500万人いるとの推計があり、さらに加速する高齢化を考えると、成年後見制度の必要性が高まることは間違いなく、人材育成を進めていかなければなりません。本市が取り組んできた実績と今後の展望につきましてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、不育症施策についてお伺いいたします。不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠するが、流産や死産を繰り返す症状で、厚生労働省は、2回連続した流産、死産があれば不育症と判断すると定義しています。

患者数は、全国で140万人に上ると推計されており、本市におきましても、こうした悩みを抱える方は少なくないと考えます。不育症の原因については、さまざまですが、流産や死産は病気ではないと思って医療機関に相談しないケースがあります。適正な検査や治療を行えば、8割程度の患者さんが出産可能となることがわかっています。不育症の治療について、認識が高まるような相談体制の構築、相談窓口の設置につきましてお伺いいたします。

次に、不育症の患者さんは流産を繰り返してようやく待望の赤ちゃんの誕生となりますが、通常の出産費用以外にかかる高額な検査費、治療費と

お金がかかり、経済的に大変な状況と伺っています。少子化対策を強化すべきと考え、助成事業の導入についてお伺いいたします。

質問の3は、児童虐待防止についてお伺いいたします。11月は、児童虐待防止月間でした。シンボルマークはオレンジリボンです。オレンジの色は、子供たちの明るい未来をあらわしています。2004年、栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末に亡くなったという痛ましい事件を受けて、虐待防止啓発のためにオレンジリボン運動が始まりました。児童相談所での児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあります。児童虐待防止法施行前の1999年度に比べて昨年は約5.7倍増で、過去最高の6万6,807件でした。大変に憂慮すべき事態です。地域の希薄化が進む中、一日も早く社会全体で子供を見守り育てる環境を構築しなければなりません。本市の実態についてお示しください。

次に、行政、学校、医療機関、地域の連携構築についてお伺いいたします。2000年に成立した児童虐待防止法では、虐待を発見した場合の通告義務も定めています。市民が地域で児童虐待を発見したときや相談したいときに、ためらわず気軽に電話ができるような啓発も大事なことと考えます。また、虐待に気づき、早期発見するには地域はもちろんのこと、虐待に気づきやすい保育園や学校、医療機関などとの連携を一段と進めることが重要と考えます。連携構築についてのご所見をお伺いいたします。

次に、養育支援訪問事業についてお伺いいたします。地域の希薄化が進む中、育児不安を抱えながらも、誰にも相談することができず孤立を深めていることが虐待を生む原因になっていると思います。行政による積極的な支援が原因回避の大きな力になります。養育支援訪問事業につきましてお伺いいたします。

次に、こんには赤ちゃん事業についてお伺い

いたします。厚生労働省の調査によりますと、虐待死をした子供の実母の多くが若年妊娠や望まない妊娠などの問題を抱え、医療機関での健診や行政のサービスも受けていなかったとの報告があります。今後ますます行政による積極的な支援が必要です。こんにちは赤ちゃん事業の取り組み状況につきましてお伺いいたします。

以上、3項目について壇上より質問いたしました。簡潔明瞭、前向きなご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢者施策のご質問の1点目、認知症施策推進5か年計画についてお答えいたします。認知症施策推進5か年計画は、厚生労働省が平成24年9月に公表し、今年度から取り組み始めたものでありますが、現在青森県では概要説明の段階で実施はしておりません。しかしながら、認知症対策については、むつ市第5期介護保険事業計画の重点施策の一つとしておりまして、認知症高齢者の早期発見、早期対応と相談体制の充実、認知症に対する理解の推進、権利擁護に関する制度、事業の周知と利用促進、認知症介護教室の実施を取り組み事項として設定しており、事業展開しているところであります。今後については、県と連携し、計画が掲げる数値目標に近づけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、認知症ケアパスについてお答えいたします。認知症施策推進5か年計画の中に認知症ケアパスの作成、普及が上げられており、認知症を有する高齢者等がどのような状態にあっても的確なサービスを提供できる体制づくりを市町村が推進していくこととされております。当市においては、実施が未定となっている状

況ですが、青森県内の状況を見ましても、現時点で青森市以外は未着手という状況となっております。

今後については、早い時期での作成を目指し、平成27年度に策定する第6期介護保険事業計画の中にどのように反映できるか検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、成年後見制度につきましては、担当からお答えをいたします。

次に、不育症施策についてのご質問につきましては、担当からお答えをいたします。

次に、児童虐待防止についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、児童虐待の実態については、担当からお答えをいたします。

ご質問の2点目、行政、学校、医療機関、地域の連携構築についてであります。児童虐待は社会全体で取り組まなければならない問題であることから、地域における関係機関の連携強化と情報共有を図り、地域一体となった見守りの強化を目的として、平成19年度から児童相談所を初めとして教育委員会、学校、保育園、医師会、警察等のさまざまな関係機関で構成されたむつ市要保護児童対策地域協議会を設置しております。この協議会は、関係機関を代表する方々から成る代表者会議、実務者レベルでさまざまなケースに関する情報共有と状況確認を検討する実務者会議、そして継続的な支援を要する個別のケースに対して情報共有と援助方針を協議するケース会議から成り立っており、10月に開催いたしました代表者会議では、それぞれの関係機関から要保護児童対策支援に関する取り組み状況を報告していただき、児童虐待への地域の支援体制を改めて確認したところでございます。今後も関係機関との連携と調整に努め、地域一体となって児童虐待防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、教育委員会における取り組みにつきましては、教育委員会から答弁がございます。

次に、ご質問の3点目、養育支援訪問事業についてと4点目のこんにちは赤ちゃん事業については、関連性がございますので、まとめてお答えさせていただきます。

こんにちは赤ちゃん事業は、核家族化の進行と地域における結びつきの希薄化による母親の育児疲れや育児不安等を軽減し、乳児の健全な育成を図ることを目的として、平成21年度より実施している事業でございます。保健師や看護師などの専門の資格を持つ訪問員が生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、予防接種等についての情報提供や親子の心身の状況や養育環境等を把握し、育児に関する不安や悩みを聴取して助言等を行うとともに、「むつ市子育てガイドブック」により各種の相談先や子育てサークルについての説明を行い、母親が孤立しないように努めております。

このように、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することで、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけることができ、児童虐待の早期発見にもつながる事業と位置づけております。

平成24年度における訪問実績といたしましては、訪問対象家庭408件に対しまして389件となっております。なお、連絡がとれず訪問未実施の家庭についても、関係課で情報共有を図り対応することとしております。

また、こんにちは赤ちゃん事業を実施した結果、不適切な養育状態にあり、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しましては、こんにちは赤ちゃん事業の訪問員が継続して養育指導等を行う養育支援訪問事業を実施することとなりますが、現在のところ健康推進課の保健師と情報共有し対応していることから、これまで事業の対象と

なったケースはございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員のご質問にお答えします。

児童虐待防止についてのご質問の2点目、行政、学校、医療機関、地域の連携構築について、教育委員会としてどのようにして取り組んでいるかについてお答えします。

平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律では、学校、児童福祉施設、病院などの団体や学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師などは児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定めています。つまり学校関係者は児童虐待を早期に発見する義務を負っていると自覚し、努力することが求められています。

また、虐待の疑いがある児童・生徒を発見したら、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければいけないと義務づけられています。このことを踏まえて教育委員会では、学校教育課の学校訪問の際、児童・生徒の虐待の防止と対処について、全ての小・中学校で職員に対して直接指導しております。また、実際に虐待あるいは虐待の疑いがあった場合は、学校を初め児童家庭課、児童相談所とプライバシーに十分な配慮をしつつ、情報を共有し、連携強化に努めているところです。さらに、事案によっては、ケース会議等に参加し、関係学校、関係機関と協議しながら、長期的に支援していくように努めております。

児童虐待の問題は、今や大きな社会問題の一つとなっており、学校だけでは抱え切れる問題ではありませんので、教育委員会といたしましては、常に学校や関係機関との迅速な情報交換と適切な

連携を図り、今後も児童虐待の防止に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 高齢者施策についてのご質問の3点目、成年後見制度についてお答えいたします。

この制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てすることになりますが、申し立てできる方は本人、配偶者、4親等内の親族などで申し立てする方がいない場合には、市長が申し立てを行うことができることとなっております。

また、低所得者に対する支援事業として、市長申し立てに係る費用及び市長申し立てを行った場合の後見人に支払う費用の助成を実施しております。

利用状況についてであります。まず相談件数については、平成22年度は20件、平成23年度は15件、平成24年度は11件と減少傾向にあります。また、市長申し立ての件数は全国的には増加しておりますが、本市においては平成22年度が2件、平成23年度が3件、平成24年度が2件、今年度も2件と横ばいで推移している状況であります。利用した方については、ほとんどが単身の重度認知症で、後見人としては社会福祉士や司法書士が受任しておりますが、下北管内では第三者の後見人に選任され受任している方が非常に少ない状況であり、申し立てしてもなり手がなく、後見人が決まるまで相当の期間を要するという現状にあります。

この現状を踏まえまして、本市では平成20年度、平成21年度の2カ年で、一般市民から後見人になる方を養成する市民後見人養成事業を実施いたしました。養成事業を終了した方21人のうち10の方がむつ市に市民後見人として登録し、現在4人

の方が後見人などとして活動されておられて、市としては非常に心強い存在となっております。なお、市民後見人の情報を共有する機会として、年1回市民後見人意見交換会を開催し、交流を深めております。

今後認知症等が増加することが見込まれ、さらに成年後見制度の利用が増大していくことが考えられます。市では、広報等を通じ、成年後見制度をわかりやすく周知するとともに、身近な地域における支え合いとして、市民後見人が活動しやすいような体制づくりに努め、引き続き地域包括支援センターの相談機能を生かし、成年後見制度の利用を促進してまいりたいと考えております。

次に、不育症施策についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、相談体制、相談窓口の設置についてお答えします。不育症については、社会的認知度という点では、まだ低い状況にありますが、厚生労働省の調べによりますと、妊娠経験のある女性のうち約15%が流産の経験を持っており、このうち2回以上流産し、不育症と見られる人は約6%で、年間4万人程度の人が不育症とされているようであります。

不育症のリスク要因といたしましては、夫婦の染色体異常を初めとして妻側の子宮形態異常、内分泌異常、血液の凝固異常、母体の高年齢などさまざまあるようですが、適切な検査や治療を行えば、8割以上の患者が無事出産を迎えられることがわかってきているようです。

むつ市では、健康何でも相談と称し、広く健康に関する相談の受け付けをしております。これまでのところ、不妊症に関する相談は年に数件受けておりますが、不育症についての相談は、特にないようであります。不育症であることを誰にも相談できずに一人で悩んでいる方、あるいは繰り返される流産の経験を経て不安障害や鬱病となり妊娠を諦めてしまう方もおられるということも伺



っております。市といたしましては、市政だよりやホームページ等に不育症に関する正しい知識や専門医療機関、妊娠や出産に関する情報などできる限り掲載し、広く市民の皆さんに不育症に対する理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、助成事業導入についてお答えいたします。現在青森県では、特定不妊治療費助成事業を実施しております。この事業は、医療保険適用外の特定不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を対象とした助成事業ということでありますが、不育症についての助成事業は、今のところないようございます。

不育治療につきましては、長期的な治療を余儀なくされ、身体的、精神的負担が大きいことや、保険対象外の治療もあり、医療費負担も高額になることがあるということは存じ上げておりますが、今のところ助成事業導入につきましては、県内の各自治体でも取り入れているところはないようであります。市といたしましては、今後不育症についての実態把握に努めるとともに、既に導入している自治体について調査研究し、対処してまいりたいと考えております。

次に、児童虐待防止のご質問の1点目、児童虐待の実態についてお答えいたします。児童虐待というと、身体的な虐待を思い浮かべる方が多いと思いますが、子供の心がひどく傷つくような言動や、食事を与えない、また病気でも病院に連れて行かないなど、保護者としての義務を果たさない状態も児童虐待としての通告の対象となります。

当市における近隣住民や保育現場からの通告を含む児童虐待相談件数は、平成24年度においては4件で、そのうち未就学児が対象となったケースは3件、小学生が対象となったケースは1件となっております。また、今年度11月現在での相談件数は、既に前年度を超える9件となっております。

て、未就学児については7件、小学生については2件となっております。いずれの場合も、通告があった場合は児童相談所や関係機関との連携を図り、48時間以内に目視による児童の安全確認を行い、ケースによりましては児童相談所が主体となり、児童の安全確保を図ることとなっております。

さらに、虐待相談のあったケースにつきましては、関係機関での情報共有と継続的な支援を要することから、定期的なケース会議を開催し、地域での見守りに努めているところでありまして、その対象となっている継続ケースは、未就学児12名、小学生6名、中学生1名で、世帯数にいたしますと7世帯となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 3項目にわたる質問に対するご答弁、ありがとうございます。要望と再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

質問の1の高齢者施策についてでございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしを続けられるように医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が最重要と考えています。特に今後は認知症高齢者に対し、初期の段階からの適切な対応や配食、見守り、掃除、買い物、そして外出、通院支援などきめ細かい生活支援サービスをどのように充実させていくかが課題ではないでしょうか。現場の声がどのように生かされているのか伺いたいと思います。地域ケア会議の開催状況と内容等につきましてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

地域ケア会議は、地域で問題を抱える方々の情報を共有し、誰が、どのようにかわり、どのよ

うな社会資源を活用できるか等を地域のケアマネジャーを初め保健、医療、福祉などの現場職員と意見交換しながら、ケアマネジメントを考える場として地域包括支援センターの主催で開催しているものであります。構成メンバーは、居宅介護支援事業所所属ケアマネジャーが18名、医療機関関係者が3名、保健所職員1名の計22名となっております。

本会議は、委託している地域包括支援センターが主催するものと市が主催する合同会議の2種類ありますけれども、内容としては個別の事例検討会や合同学習会などを年19回実施しており、事例検討会では支援が困難なケース、権利擁護が必要なケース、医療との連携が必要なケース等、処遇困難事例を中心に意見交換をしております。

また、合同学習会においては、平成24年度は高齢者疑似体験学習会、事例を通しての情報交換会、むつ市生活介護サポーター連絡協議会である「りんどうの会」の活動紹介、高齢者に多い消費者被害についての講演等を実施しており、さらに平成25年度は在宅介護における感染症対策についての講演、精神障害を持った方々への援助技術、介入方法についての講演等を実施しております。

今後につきましても、地域ケア会議を継続し、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、関係者間のネットワークを構築し、連携していくことはもちろん、自助、共助、公助の適切なコーディネートや地域の課題に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 地域ケア会議は、現場力を総合的に上げる唯一の場ではないかと思っております。このところには、この現場で働くその方々のトップの方々が集って、現場の問題を持ち寄る現場第一主義の場所だと思っております。

続きまして、我が国の平均寿命は世界でも最高

水準となり、高齢期は私たち誰もが迎えると言ってもよい時代となっております。また、高齢者となってからの人生も長いです。その長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても、社会にとっても大きな問題ではないでしょうか。人生の最後まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことが誰しもが望むものです。本市では、先ほどいろいろご紹介もありましたが、認知症サポーター活動がされております。この認知症サポーターの方々の活動状況について伺います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 当市におきましては、平成21年度から市内3カ所の地域包括支援センターを中心といたしまして、認知症サポーター養成講座を実施しております。平成25年10月末現在で49回の養成講座を開催いたしまして、民生委員、日赤奉仕団、金融機関、民間企業、小学校、町内会、老人クラブを初めとする各種団体の方々と1,203名の市民の皆様が受講してございまして、幅広く普及しつつあるものと考えております。

認知症サポーター養成講座を受講された方々には、認知症を身近な問題として理解していただき、お住まいの地域において認知症の方が穏やかに暮らしていけるよう温かく見守っていただくとともに、認知症の早期発見や危険防止につながっていくことを期待しております。

また、平成22年度にサポーター養成の担い手となる認知症サポーターキャラバンメイト養成講座を1回実施し、下北圏域から39名のキャラバンメイトが誕生いたしました。今後につきましては、キャラバンメイトと連携し、認知症サポーター養成講座の受講者を拡大し、認知症についての理解がより多くの市民の皆様浸透するよう努め、認知症の人や家族を地域で支え、尊厳ある暮らしができるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいま部長より認知症サポーターの方の1,203名の方が受講されていると。平成22年にまたキャラバンメイトさんも39名誕生されている。このキャラバンメイトさん方を中核として、むつ市の認知症サポーターの方をどんどんふやしていただいて、皆さんの、また活動の場を、活躍できる場を行政がきちんと支援していただける体制づくりも大変重要と考えますので、よろしく願いいたします。

後見人の件につきましてであります。本市では平成23年10月18日に消費生活センターを開設し、相談件数を伺ったところ、受け付けの実績といたしまして、おおむね65歳以上ということですが、開設の平成23年は27件、そして平成24年は56件、本年は現在までで55件と伺いました。

高齢者などを狙った悪徳商法が横行しています。これは、マスコミとか市政だよりとかエフエムとか、いろんなところで注意喚起をされているところがございますが、この悪徳商法に対抗する手段といたしまして、成年後見制度を使えば、一旦交わした契約も取り消す権利を持つものがございます。こうした被害を未然に防ぐためにも可能となりますので、その成年後見制度につきまして、市民の方々に、特に介護の現場の方々に對しまして、重要なポイントではないかと思えます。

先ほどむつ市の市民後見人の人数の方につきましても、現在も卒業されたその4名の方が活躍の場をされているということでございますが、先ほども申し述べましたように、高齢者の方々、また認知症という病気を患う方々も、今後高齢者の増加に伴いましてふえてくると思えます。こういうことも考えまして、行政として大きな力のもと、バックアップしていただきたいと要望いたします。

また、先月24日、青森市で80歳の旦那さんが72歳

の奥さんを棒のようなもので殴って、悲しいことに亡くなってしまうという事件がございました。

このような事件が本市で起こらないように、常日ごろから行政と、そして地域の方々のお力を合わせた中での体制が重要でないかと思えます。行政の方々には、お力添えをよろしく願いいたします。

次に、児童虐待についてでございますが、この中の4番目のこんにちは赤ちゃん事業について、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の皆さんの健康と楽しい子育てを応援するためにこの事業が始まりました。取り組みの背景には、児童虐待による痛ましい事件が年々ふえており、児童虐待の未然防止の充実が求められておりました。厚生労働省は、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子供の事例を検証しましたところ、死亡した子供の約4割がゼロ歳児で、ゼロ歳児のうち約8割が月齢4カ月以下ということがわかりました。地域において、総合的な子育て支援体制を整備するというところで全国的に始まったのでございます。

新生児や乳児を抱えるお母さんは、出産時の疲労と新たな育児負担により心身がともにデリケートで不安定になりやすい状況にあります。そのうえ、このごろ最近では核家族化となり、隣近所の手助けや声がけが少ない環境で孤独感にさいなまれている人がふえています。訪問の最大の目的は、私は何といたっても心身ともに一番疲労がたまる出産後のお母さんたちの相談役ではないかと思っております。生後4カ月までの赤ちゃん訪問事業を先ほど全戸行ったということで、そのうち19件の方にはお会いできなかったという数字も伺いました。この19件の数字が一件でも少なくなるような訪問事業の取り組みについてよろしく願いいたします。

昨年6月定例会でお願いをいたしました心の健

康と命を守る施策ということで、こころの体温計の導入を10月にホームページに導入いただきました。担当課の皆様初めご努力いただきまして、大変ありがとうございます。この中には、赤ちゃんママモードというものがございますので、もちろん本人モード、家族モードもございます。心の健康が赤ちゃんの健康、そして家族の健康に、この若いお母さんたちの健康はつながっていくと思います。皆さんに気軽にチェックしていただいて、心の健康を健やかに保っていただきたいをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

### ◎日程第3 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山本留義） 次は、日程第3 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

本件は、11月27日、村中徹也議員外5名から横垣成年議員に対する懲罰動議が提出され、本会議において本動議が成立し、後日対処することとしていたものであります。

お諮りいたします。懲罰の審査については、会議規則第154条の規定により、委員会への付託を省略して議決することができないことになっております。したがって、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、本動議については委員10人をもって構成する

懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、佐々木肇議員、川下八十美議員、石田勝弘議員、菊池広志議員、濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、富岡修議員、佐々木隆徳議員、岡崎健吾議員、白井二郎議員の10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の議員を懲罰特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月7日及び8日は休日のため休会とし、12月9日は横垣成年議員、工藤孝夫議員、斉藤孝昭議員、村中徹也議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時04分 散会